

# 三陸復興国立公園

## 公園区域及び公園計画変更書

[第1次点検]

(環境省原案)

平成 年 月 日

環 境 省



# 目 次

第1	公園区域の変更 .....	1
1	変更理由 .....	1
2	指定理由の変更内容 .....	2
3	地域の概要の変更内容 .....	6
4	変更する公園区域 .....	32
第2	公園計画の変更 .....	40
1	変更理由 .....	40
2	基本方針の変更内容 .....	41
3	規制計画の変更 .....	43
	(1) 保護規制計画及び関連事項 .....	43
	ア 特別地域 .....	43
	(ア) 特別保護地区 .....	48
	(イ) 第1種特別地域 .....	50
	(ウ) 第2種特別地域 .....	55
	(エ) 第3種特別地域 .....	64
	イ 関連事項 .....	72
	(ア) 普通地域 .....	72
	ウ 面積内訳 .....	74
4	事業計画の変更内容 .....	76
	(1) 施設計画 .....	76
	ア 保護施設計画 .....	76
	イ 利用施設計画 .....	77
	(ア) 集団施設地区 .....	77
	(イ) 単独施設 .....	81
	(ウ) 道路 .....	84
	a 車道 .....	84
	b 歩道 .....	86
	(エ) 運輸施設 .....	89

## 第1 公園区域の変更

### 1 変更理由

陸中海岸国立公園は、昭和30年5月2日に岩手県下閉伊郡普代村から岩手県釜石市までの太平洋に面した海岸線を中心に指定された後、昭和39年6月1日には、釜石市から宮城県気仙沼市までの南部地域が拡張され、昭和46年1月22日には岩手県久慈市から普代村までの北部区域の拡張とともに3箇所の中公園地区が指定された。平成6年には公園区域及び公園計画の全般的な見直し(再検討)、平成12年及び17年には公園区域及び公園計画の変更(点検)が行われた。その後、平成25年5月24日に陸中海岸国立公園の北側に続く種差海岸階上岳地域を拡張し、三陸復興国立公園として名称変更された。

宮城県気仙沼市から石巻市牡鹿半島までの地域は、宮古市から続く我が国で最大規模のリアス海岸の南部に当たる地域であり、海岸線は、岩礁海岸、砂浜海岸、海食海岸等の多様な地形が入り混じりる。当地域の地先は暖流・寒流の合流点であり、その影響もあって、北方系と南方系の植生が混在することが特徴である。南下するに従ってクロマツ林からタブノキなど暖温帯系の常緑広葉樹の混入が多くなる。沿岸の離島の一部はウミネコ、ウトウ等の海鳥類の重要な生息地にもなっている。田東山は気仙沼市と南三陸町にまたがる山であり、高標高部には天然のヤマツツジが群生しているほか、山頂からは太平洋、リアス海岸、北上山地の山々等が一望でき、優れた眺望を有している。登米市津山地区は横山不動尊大及び柳津虚空蔵尊周辺の地域であり、モミ、カヤ、イヌシデ、イヌブナを主体とした良好な自然林が保たれている。

本地域は、これらの自然の風景地が評価され、南三陸金華山国定公園に指定(昭和54年3月30日当初指定)されている。

環境省は、東日本大震災からの復興に貢献するため、本地域を含む青森県八戸市の蕪島から宮城県石巻市・女川町の牡鹿半島まで及びその周辺の自然公園を段階的に再編成し、三陸復興国立公園として指定するとともに、被災した利用施設の復旧・再整備を行うことなどのグリーン復興プロジェクトを推進することとしている。(三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興のビジョン(平成24年5月、環境省公表))。

以上を踏まえ、今後、宮城県気仙沼市から石巻市牡鹿半島までの地域をわが国最大級の海食崖とリアス海岸が連続した傑出した自然海岸を風景形式とした三陸復興国立公園に編入することにより、風致景観を保全するとともに、被災した利用施設の復旧・再整備を含む適正な利用の推進を図るものである。

## 2 指定理由の変更内容

指定理由を次のとおり変更する。

(表 1 : 指定理由変更表)

変更後	変更前
<p>三陸復興国立公園は、青森県八戸市蕪島から青森県三戸郡階上町までの海岸線と同町内陸部に位置する階上岳からなる種差海岸階上岳地域、及び岩手県久慈市から宮城県石巻市牡鹿半島までの海岸線沿いに位置する三陸海岸地域からなり、公園区域が指定されていない岩手県洋野町も含めた南北の直線延長は約 250km である。これらは北上山地が太平洋に接する地域であり、地形の形成史及び地質の観点から一体的な地域である。海岸地形は岩手県宮古市以北の海食崖と段丘面からなる海成段丘と同市以南のリアス海岸に分けられ、豪壮かつ優美な自然海岸の景観を有している。</p> <p>これらのことから、種差海岸階上岳地域及び三陸海岸地域をわが国最大級の海食崖とリアス海岸が連続した傑出した自然海岸を風景型式とする三陸復興国立公園に指定するものである。</p> <p>このうち、岩手県下閉伊郡普代村から岩手県釜石市までの太平洋に面した海岸線を中心とした地域が、昭和 30 年 5 月 2 日に陸中海岸国立公園として指定された。昭和 39 年 6 月 1 日には、釜石市から気仙沼市までの南部地域が拡張され、昭和 46 年 1 月 22 日には岩手県久慈市から普代村までの北部地域の拡張とともに 3 箇所の中公園地区（現海域公園地区）が指定された。その後、平成 6 年には公園区域及び公園計画の全般的な見直し（再検討）、平成 12 年及び 17</p>	<p>三陸復興国立公園（仮称。以下省略し「三陸復興国立公園」という。）は、青森県八戸市蕪島から青森県三戸郡階上町までの海岸線と同町内陸部に位置する階上岳からなる種差海岸階上岳地域、及び岩手県久慈市から宮城県気仙沼市岩井崎までの海岸線沿いに位置する陸中海岸地域からなり、公園区域が指定されていない岩手県洋野町も含めた南北の直線延長は 200km である。これらは北上山地が太平洋に接する地域であり、地形の形成史及び地質の観点から一体的な地域である。海岸地形は岩手県宮古市以北の海食崖と段丘面からなる海成段丘と同市以南のリアス海岸に分けられ、豪壮かつ優美な自然海岸の景観を有している。</p> <p>これらのことから、種差海岸階上岳地域及び陸中海岸地域をわが国最大級の海食崖とリアス海岸が連続した傑出した自然海岸を風景型式とする三陸復興国立公園に指定するものである。</p> <p>このうち、<u>陸中海岸地域は、昭和 30 年 5 月 2 日に岩手県下閉伊郡普代村から岩手県釜石市までの太平洋に面した海岸線を中心に、</u>陸中海岸国立公園として指定された。昭和 39 年 6 月 1 日には、釜石市から気仙沼市までの南部地域が拡張され、昭和 46 年 1 月 22 日には岩手県久慈市から普代村までの北部区域の拡張とともに 3 箇所の中公園地区（現海域公園地区）が指定された。その後、平成 6 年には公園区域及び公園計画の全般的な見直し（再検討）、平成</p>

変更後	変更前
<p>年には公園区域及び公園計画の変更（点検）が行われている。</p> <p><u>種差海岸階上岳地域は、青森県自然公園条例に基づき種差海岸階上岳県立自然公園に（昭和 28 年 6 月当初指定）、宮城県気仙沼市から石巻市牡鹿半島までの地域は南三陸金華山国定公園に（昭和 54 年 3 月 30 日）それぞれ指定されていたが、平成 22 年に評価を行ったところ（国立・国定公園総点検事業（平成 22 年 10 月、環境省公表））、その地質及び地史の観点から陸中海岸国立公園と一体のものとして拡張候補地に選定された。</u></p>	<p>12 年及び 17 年には公園区域及び公園計画の変更（点検）が行われている。</p> <p><u>陸中海岸地域は、岩手県の宮古湾付近を境に、北部は大規模な海成段丘が発達し、高さ 50m から 200m にも達する海食崖をはじめとする豪壮な海岸景観を有している。南部はリアス海岸で、外洋に長く突き出た半島や岬と深く穏やかな湾入がくり返し展開し、変化に富んだ優美な海岸景観となっている。</u></p> <p><u>一方、種差海岸階上岳地域は、陸中海岸北部から続く海成段丘の北端に当たる地域である。海岸線は、岩礁海岸、砂浜海岸、海食海岸等の多様な地形が入り交じり、海岸植生、シバ草地、クロマツ林等の植生とあいまって、変化に富む海岸風景が形成されるとともに、ウミネコ等の海鳥類の重要な生息地にもなっている。また、階上岳は北上山地の最北の山であり、高標高部には天然のヤマツツジが群生しているほか、山頂からは、太平洋、八甲田連峰、北上山地の山々等が一望でき、優れた眺望を有している。</u></p> <p><u>本地域は、これらの自然の風景地が評価され、青森県立自然公園条例に基づき、種差海岸階上岳県立自然公園に指定（昭和 28 年 6 月当初指定）されていたが、平成 22 年に評価を行ったところ（国立・国定公園総点検事業（平成 22 年 10 月、環境省公表））、その地質及び地史の観点から陸中海岸国立公園と一体のものとして拡張候補地に選定された。</u></p>

変更後	変更前
<p>これを踏まえて、陸中海岸国立公園の第3次点検作業を開始した矢先、平成23年3月11日に東北地方太平洋沖地震が発生した。この地震に伴う強い揺れ、大規模な津波及び地盤沈下は多くの人々の生命や財産に被害をもたらすとともに、自然環境にも大きな影響を与えた。海食崖等の岩石海岸に対する顕著な影響はほとんど見られなかったが、多くの砂浜海岸では、津波及び地盤沈下により、砂浜の幅が狭くなる、砂浜が消失するなどの地形の変化が確認され、現在も変化し続けている場所がある。また、希少植物を含めた植物の消失、減少等の植生変化も確認されている。干潟については、津波により地形が大きく改変された場所もあり、多くの干潟で生物種の構成に変化が見られた。海藻藻場は沿岸全体で見ると影響は限定的だったものの、アマモ場では、海底地形の変化、砂泥の流出等による消失が多く確認されたとともに、地盤沈下による水深の変化等により、今後藻場の分布等が変化していくことも予想される。海鳥への影響は現在までのところ確認されていないが、渡り鳥については、生息環境である干潟や砂浜等の変化によって、今後影響が現れる可能性もある。</p> <p>環境省は、東日本大震災からの復興に貢献するため、三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興のビジョン（平成24年5月）を公表した。同ビジョンでは、三陸復興国立公園の創設（自然公園の再編成）の他、里山・里海フィールドミュージアムと施設整備、地域の宝を活かした自然を深く楽しむ旅（復興エコツーリズム）、</p>	<p>これを踏まえて、陸中海岸国立公園の第3次点検作業を開始した矢先、平成23年3月11日に東北地方太平洋沖地震が発生した。この地震に伴う強い揺れ、大規模な津波及び地盤沈下は多くの人々の生命や財産に被害をもたらすとともに、自然環境にも大きな影響を与えた。海食崖等の岩石海岸に対する顕著な影響はほとんど見られなかったが、多くの砂浜海岸では、津波及び地盤沈下により、砂浜の幅が狭くなる、砂浜が消失するなどの地形の変化が確認され、現在も変化し続けている場所がある。また、希少植物を含めた植物の消失、減少等の植生変化も確認されている。干潟については、津波により地形が大きく改変された場所もあり、多くの干潟で生物種の構成に変化が見られた。海藻藻場は沿岸全体で見ると影響は限定的だったものの、アマモ場では、海底地形の変化、砂泥の流出等による消失が多く確認されたとともに、地盤沈下による水深の変化等により、今後藻場の分布等が変化していくことも予想される。海鳥への影響は現在までのところ確認されていないが、渡り鳥については、生息環境である干潟や砂浜等の変化によって、今後影響が現れる可能性もある。</p> <p>環境省は、東日本大震災からの復興に貢献するため、三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興のビジョン（平成24年5月）を公表した。同ビジョンでは、三陸復興国立公園の創設（自然公園の再編成）の他、里山・里海フィールドミュージアムと施設整備、地域の宝を活かした自然を深く楽しむ旅（復興エコツーリズム）、</p>

変更後	変更前
<p>南北につながぎ交流を深める道（東北海岸トレイル）、森・里・川・海につながりの再生、持続可能な社会を担う人づくり（ESD）の推進、地震・津波による自然環境の影響の把握（自然環境モニタリング）といった具体的なプロジェクトの実施を通じて、森・里・川・海につながりにより育まれてきた自然環境と地域の暮らしを後世に伝え、自然の恵みと脅威を学びつつ、それらを活用しながら復興することを提唱している。三陸復興国立公園の創設にあたっては、青森県八戸市の蕪島から宮城県石巻市・女川町の牡鹿半島まで及びその周辺の自然公園を段階的に再編成することとしており、<u>平成25年5月24日に種差海岸階上岳県立自然公園を陸中海岸国立公園に編入し、三陸復興国立公園として指定した。</u></p> <p><u>岩手県久慈市から宮城県気仙沼市までの地域(旧・陸中海岸国立公園の区域)は、岩手県の宮古湾付近を境に、北部は大規模な海成段丘が発達し、高さ50mから200mにも達する海食崖をはじめとする豪壮な海岸景観を有している。南部はリアス海岸で、外洋に長く突き出た半島や岬と深く穏やかな湾入がくり返し展開し、変化に富んだ優美な海岸景観となっている。</u></p> <p><u>種差海岸階上岳地域は、陸中海岸北部から続く海成段丘の北端に当たる地域である。海岸線は、岩礁海岸、砂浜海岸、海食海岸等の多様な地形が入り交じり、海岸植生、シバ草地、クロマツ林等の植生とあいまって、変化に富む海岸風景が形成されるとともに、ウミネコ等の海鳥類の重要な生息地にもなっている。また、階上岳は北</u></p>	<p>南北につながぎ交流を深める道（東北海岸トレイル）、森・里・川・海につながりの再生、持続可能な社会を担う人づくり（ESD）の推進、地震・津波による自然環境の影響の把握（自然環境モニタリング）といった具体的なプロジェクトの実施を通じて、森・里・川・海につながりにより育まれてきた自然環境と地域の暮らしを後世に伝え、自然の恵みと脅威を学びつつ、それらを活用しながら復興することを提唱している。三陸復興国立公園の創設にあたっては、青森県八戸市の蕪島から宮城県石巻市・女川町の牡鹿半島まで及びその周辺の自然公園を段階的に再編成することとしている。</p>



変更後	変更前
<p><u>上山地の最北の山であり、高標高部には天然のヤマツツジが群生しているほか、山頂からは、太平洋、八甲田連峰、北上山地の山々等が一望でき、優れた眺望を有している。</u></p> <p><u>宮城県気仙沼市から石巻市牡鹿半島までの地域（南三陸金華山国立公園の区域）は、荒波によって浸食された海食崖を有するリアス海岸及び海上に浮かぶ多くの島しょからなる優美な海岸景観及び田束山や横山不動尊など寺社仏閣に護られた原生的な森林景観からなっている。本地域は、馬淵川まで広がる先新第三系の古い地層に覆われており、発達したリアス海岸は、宮古以南から続く海岸線と直行した断層が浸食され、沈水したことから成り立っている地形であり、北上山地の地形と一体である。</u></p> <p>以上を踏まえ、今般、<u>南三陸金華山国立公園</u>を、三陸復興国立公園に<u>編入</u>し、豪壮かつ優美な自然海岸を有するとともに、自然の恵みと脅威、人と自然との共生により育まれてきた暮らしと文化が感じられる国立公園として、海食崖、リアス海岸、砂浜海岸とマツ林、海岸植生、古い年代の地質と化石、海鳥の繁殖地、津波の痕跡、文化景観等の景観要素から成る風致景観を保全するとともに、被災した利用施設の復旧・再整備を含む適切な利用の推進を図るものである。</p>	<p>以上を踏まえ、今般、<u>種差海岸階上岳県立自然公園と陸中海岸国立公園</u>を、三陸復興国立公園に<u>指定</u>し、豪壮かつ優美な自然海岸を有するとともに、自然の恵みと脅威、人と自然との共生により育まれてきた暮らしと文化が感じられる国立公園として、海食崖、リアス海岸、砂浜海岸とマツ林、海岸植生、古い年代の地質と化石、海鳥の繁殖地、津波の痕跡、文化景観等の景観要素から成る風致景観を保全するとともに、被災した利用施設の復旧・再整備を含む適切な利用の推進を図るものである。</p>

### 3 地域の概要の変更内容

地域の概要を次のとおり変更する。

(表 2 : 地域概要変更表)

変更後	変更前
<p>(1) 景観の特性</p> <p>ア 地形、地質</p> <p>本公園は地形的に見て種差・階上海岸（八戸市から階上町）、階上岳（階上町）、<u>三陸海岸北部</u>（久慈市から宮古市）、<u>三陸海岸南部</u>（宮古市以南）に大別される。種差・階上海岸においては奇岩が散在する岩礁海岸と広い砂浜が入り混じり、海成段丘の段丘面が海岸に迫っている場所では海食崖が形成されている。階上岳は北上山地の最北の山であり、花崗閃緑岩が大部分を占め、一帯の各地で露頭を見ることができ、<u>三陸海岸北部</u>は海食崖と段丘面から成る海成段丘、<u>三陸海岸南部</u>は湾頭部の突端などに海食崖を伴う典型的なリアス海岸となっている。海岸線は 50～200m に達する海食崖、無数の海食洞、海鳥類の繁殖地となる海食棚、海食崖の脚部を中心に点在する岩礁、<u>暖帯性植物を有する島しょ</u>等、地形的変化に富み、本公園の景観特性の核心となっている。</p> <p><u>三陸海岸北部</u>の地質は主として北上山地の骨格を形成する秩父古生層と、これに貫入した花崗岩、輝緑岩等の火成岩が中心で、部分的に白亜紀層や第三期層も分布している。これら多種類の岩石が海食作用に異なる反応をみせることから、海岸線は多様な地形を呈している。なお、<u>三陸海岸北部</u>の白亜紀の地層からは多数の化石が見つかっており、特に羅賀海岸は日本の代表的白亜紀化石を産する海岸として学術的にも貴重である。茂師地区では恐竜（モシリユウ）の化石も見つかっている。</p> <p>良好な景観を呈している地形として、崖地に海浜植生が発達する鮫</p>	<p>(1) 景観の特性</p> <p>ア 地形、地質</p> <p>本公園は地形的に見て種差・階上海岸（八戸市から階上町）、階上岳（階上町）、<u>陸中海岸北部</u>（久慈市から宮古市）、<u>陸中海岸南部</u>（宮古市以南）に大別される。種差・階上海岸においては奇岩が散在する岩礁海岸と広い砂浜が入り交じり、海成段丘の段丘面が海岸に迫っている場所では海食崖が形成されている。階上岳は北上山地の最北の山であり、花崗閃緑岩が大部分を占め、一帯の各地で露頭を見ることができ、<u>陸中海岸北部</u>は海食崖と段丘面から成る海成段丘、<u>陸中海岸南部</u>は湾頭部の突端などに海食崖を伴う典型的なリアス海岸となっている。海岸線は高さ 50～200m に達する海食崖、無数の海食洞、海鳥類の繁殖地となる海食棚、海食崖の脚部を中心に点在する岩礁等、地形的変化に富み、本公園の景観特性の核心となっている。</p> <p>地質は主として北上山地の骨格を形成する秩父古生層と、これに貫入した花崗岩、輝緑岩等の火成岩が中心で、部分的に白亜紀層や第三期層も分布している。これら多種類の岩石が海食作用に異なる反応をみせることから、海岸線は多様な地形を呈している。なお、<u>陸中海岸北部</u>の白亜紀の地層からは多数の化石が見つかっており、特に羅賀海岸は日本の代表的白亜紀化石を産する海岸として学術的にも貴重である。茂師地区では恐竜（モシリユウ）の化石も見つかっている。</p> <p>良好な景観を呈している地形として、崖地に海浜植生が発達する鮫</p>

変更後	変更前
<p>角・葦毛崎、険しい岩石がそそり立つ白浜岬、「つりがね洞」、「かぶと岩」等の奇岩が連なる小袖海岸、豪壮な断崖が続く北山崎、絶壁がそそり立つ鶴ノ巣断崖、細長い板状の火成岩が蠟燭のように見えるローソク岩、白い岩塊が鋸状に連なる浄土ヶ浜、岩の基部に海食で穴が開けられた穴通磯、優れた海食崖を持つ北侍浜、牛島、三崎、三王岩付近、姉ヶ崎、重茂海岸、船越半島突端部及び船越大島、尾崎、首崎、綾里崎、碁石海岸、黒崎、広田崎、唐桑半島東岩、龍舞崎、岩井崎、神割崎、清崎等がある。また、断崖の続く海岸線が多い中、数少ない大規模な砂浜海岸として、大須賀浜、十府ヶ浦海岸等がある。</p> <p>イ 植生・野生生物</p> <p>本公園は植生の観点から、種差・階上海岸、階上岳、<u>三陸海岸</u>に大別することができる。</p> <p>種差・階上海岸の植生は、沿岸部に発達する海岸植物群落を主体としており、沿岸に発達した草原やお花畑は本地区を代表する景観となっている。鮫角、葦毛崎、中須賀等の北部の崖地や緩斜面にはハマオトコヨモギ-ハマギク群落が発達しており、ハマギク、コハマギク、スカシユリ、キリンソウ、ノハナショウブ、ニッコウキスゲ、サクラソウ等の海岸性もしくは草原性の植物が生育しているほか、種差（棚久保）地区や小舟渡の海に面した緩斜面にはヤマセ等の冷涼な気候や馬等の放牧等によって維持されてきたシバ草原が広がっている。大須賀、法師浜、金浜等の砂浜には砂丘植生が発達し、コウボウムギ、ハマヒルガオ、ハマハタザオ、ハマボウフウ、ハマニガナ、ウンラン等の植物が生育している。また、鮫角付近や大蛇海岸等の岩礁海岸内に</p>	<p>角・葦毛崎、険しい岩石がそそり立つ白浜岬、「つりがね洞」、「かぶと岩」等の奇岩が連なる小袖海岸、豪壮な断崖が続く北山崎、絶壁がそそり立つ鶴ノ巣断崖、細長い板状の火成岩が蠟燭のように見えるローソク岩、白い岩塊が鋸状に連なる浄土ヶ浜、岩の基部に海食で穴が開けられた穴通磯、優れた海食崖を持つ北侍浜、牛島、三崎、三王岩付近、姉ヶ崎、重茂海岸、船越半島突端部及び船越大島、尾崎、首崎、綾里崎、碁石海岸、黒崎、広田崎、唐桑半島東岩、龍舞崎、岩井崎等がある。また、断崖の続く海岸線が多い中、数少ない大規模な砂浜海岸として、大須賀浜、十府ヶ浦海岸等がある。</p> <p>イ 植生・野生生物</p> <p>本公園は植生の観点から、種差・階上海岸、階上岳、<u>陸中海岸</u>に大別することができる。</p> <p>種差・階上海岸の植生は、沿岸部に発達する海岸植物群落を主体としており、沿岸に発達した草原やお花畑は本地区を代表する景観となっている。鮫角、葦毛崎、中須賀等の北部の崖地や緩斜面にはハマオトコヨモギ-ハマギク群落が発達しており、ハマギク、コハマギク、スカシユリ、キリンソウ、ノハナショウブ、ニッコウキスゲ、サクラソウ等の海岸性もしくは草原性の植物が生育しているほか、種差（棚久保）地区や小舟渡の海に面した緩斜面にはヤマセ等の冷涼な気候や馬等の放牧等によって維持されてきたシバ草原が広がっている。大須賀、法師浜、金浜等の砂浜には砂丘植生が発達し、コウボウムギ、ハマヒルガオ、ハマハタザオ、ハマボウフウ、ハマニガナ、ウンラン等の植物が生育している。また、鮫角付近や大蛇海岸等の岩礁海岸内に</p>

変更後	変更前
<p>は塩性湿地が形成されており、シバナ等が生育するなど、変化に富む海岸線に応じて、多様な植物が生育している。海岸の後背部にはクロマツが植林されている。</p> <p>階上岳は、ミズナラ・コナラ等からなる落葉広葉樹林及びスギ植林地が主体となっている。高標高部にカシワ-ミズナラ群落やシラカバ群落が分布することが特徴的であり、大開平より東側にはシバ草原や牧草地が分布している。高標高部の落葉広葉樹林や大開平のシバ草原にはヤマツツジが多く分布している。また、広葉樹林部の林床にはフクジュソウ、カタクリ、ミヤマエンレイソウ等の野草が生育する。</p> <p><u>三陸海岸の植生は海岸に生育するアカマツを主体としており、海食を受けた岩塊地形と併せて重要な景観要素となっている。アカマツの下床部にはヤマツツジ等の落葉広葉樹が見られる。崖縁部にはラセイタソウ-ハマギク群落、コハマギク群落が優先し、木本ではハマハイビヤクシンが広く分布している。砂浜部ではハマナス、ハマニンニク、コウボウムギ等を見ることができる。クロマツの自然林はアカマツに較べて少なく、釜石以南に分布する。落葉広葉樹林は、イヌシデ-アカシデ自然林やクリ-ミズナラ群落、コナラ群落が内陸部を中心に発達している。また、局地的な植生としては、北山崎にシロバナジャクナゲの群落、船越大島には北限のタブの原生林、尾崎には北限のモミの自然林、船越半島及び金華山には太平洋の海岸沿いにあるものとして貴重なブナ林、田東山や横山不動尊には寺社仏閣に護られたコナラ-ヤマツツジ群落やモミ林がある。</u></p> <p>一方、海域ではホンダワラ、アオサをはじめとした海藻類が優先し、魚類の生息場所となっている。また、広田湾には三陸海岸で最大規模</p>	<p>は塩性湿地が形成されており、シバナ等が生育するなど、変化に富む海岸線に応じて、多様な植物が生育している。海岸の後背部にはクロマツが植林されている。</p> <p>階上岳は、ミズナラ・コナラ等からなる落葉広葉樹林及びスギ植林地が主体となっている。高標高部にカシワ-ミズナラ群落やシラカバ群落が分布することが特徴的であり、大開平より東側にはシバ草原や牧草地が分布している。高標高部の落葉広葉樹林や大開平のシバ草原にはヤマツツジが多く分布している。また、広葉樹林部の林床にはフクジュソウ、カタクリ、ミヤマエンレイソウ等の野草が生育する。</p> <p><u>陸中海岸の植生は海岸に生育するアカマツを主体としており、海食を受けた岩塊地形と併せて重要な景観要素となっている。アカマツの下床部にはヤマツツジ等の落葉広葉樹が見られる。崖縁部にはラセイタソウ-ハマギク群落、コハマギク群落が優先し、木本ではハマハイビヤクシンが広く分布している。砂浜部ではハマナス、ハマニンニク、コウボウムギ等を見ることができる。クロマツの自然林はアカマツに較べて少なく、釜石以南に分布する。落葉広葉樹林は、イヌシデ-アカシデ自然林やクリ-ミズナラ群落、コナラ群落が内陸部を中心に発達している。また、局地的な植生としては、北山崎にシロバナジャクナゲの群落、船越大島には北限のタブの原生林、尾崎には北限のモミの自然林、船越半島には太平洋の海岸沿いにあるものとして貴重なブナ林がある。</u></p> <p>一方、海域ではホンダワラ、アオサをはじめとした海藻類が優先し、魚類の生息場所となっている。また、広田湾には三陸海岸で最大規模</p>

変更後	変更前
<p>のアマモ場が発達し、船越湾はオオアマモやタチアマモの貴重な生育地となっている。良好な海中景観を呈する宮城県気仙沼市周辺では、一部が海域公園地区となっており、海中生物の生育状況を観察することができる。</p> <p>特筆すべき野生動物は、ウミネコ、ヒメクロウミツバメ、オオミズナギドリ等の海鳥類である。特にクロコシジロウミツバメは日出島及び三貫島が日本で唯一の繁殖地となっており、春から秋にかけて観察することができる。蕪島、椿島及び江ノ島はウミネコの集団繁殖地となっている。特に蕪島はウミネコの繁殖地として重要な景観要素となっており、繁殖の様子を間近に観察することができる。また、江ノ島はウトウの集団繁殖地となっている。三陸海岸の沿岸では、このような海鳥類の他、ハヤブサ、ミサゴ等の猛禽類が生息し、冬期にはオオワシ、オジロワシが越冬に飛来する。</p> <p>哺乳類は、ツキノワグマ、ニホンカモシカ、ニホンジカ等の大型哺乳類や、ニホンリス、キツネ等が生息している。また、金華山ではニホンザルをしばしば観察することができる。蝶類は、暖地性のアオスジアゲハ、ヤマトシジミ等を観察することができる。</p> <p>海域にはアイナメ、ソイ、ナメタガレイ等の魚類をはじめ、ウニ、ホヤ、アワビ等が多く生息している。</p> <p>ウ 自然現象</p> <p>海岸沿いには海食地形が多数存在し、最大の景観要素となっており、ともに、学術的に貴重なものも多数ある。波が押し寄せた時に海水を高く吹き上げる潮吹穴が宮古市崎山と気仙沼市岩井崎にあり、碁石海</p>	<p>のアマモ場が発達し、船越湾はオオアマモやタチアマモの貴重な生育地となっている。良好な海中景観を呈する気仙沼市周辺では、一部が海域公園地区となっており、海中生物の生育状況を観察することができる。</p> <p>特筆すべき野生動物は、ウミネコ、ヒメクロウミツバメ、オオミズナギドリ等の海鳥類である。特にクロコシジロウミツバメは日出島及び三貫島が日本で唯一の繁殖地となっており、春から秋にかけて観察することができる。蕪島や椿島、姉ヶ崎はウミネコの集団繁殖地となっている。特に蕪島はウミネコの繁殖地が重要な景観要素となっており、繁殖の様子を間近に観察することができる。三陸海岸の沿岸では、このような海鳥類の他、ハヤブサ、ミサゴ等の猛禽類が生息し、冬期にはオオワシ・オジロワシが越冬に飛来する。</p> <p>哺乳類は、ツキノワグマやニホンカモシカ等の大型哺乳類や、ニホンリス、キツネ等が生息している。また、釜石市以南ではニホンジカをしばしば観察することができる。蝶類は、暖地性のアオスジアゲハ、ヤマトシジミ等を観察することができる。</p> <p>海域にはアイナメ、ソイ、ナメタガレイ等の魚類をはじめ、ウニ、ホヤ、アワビ等が多く生息している。</p> <p>ウ 自然現象</p> <p>海岸沿いには海食地形が多数存在し、最大の景観要素となっており、ともに、学術的に貴重なものも多数ある。波が押し寄せた時に海水を高く吹き上げる潮吹穴が宮古市崎山と気仙沼市岩井崎にあり、碁石海</p>

変更後	変更前
<p>岸の雷岩では岩の下の海食洞穴に打ち当たる波が中の空気を圧縮し、独特な音が発生する。また、八戸市大須賀浜及び気仙沼大島の十八鳴浜は石英を多く含むため、歩くと音がする鳴き砂の浜として知られている。</p> <p>その他の自然現象としては、春季から秋季にかけて発生する「やませ」があり、太平洋側からの冷涼・湿潤な風が吹くことで、海霧が発生しやすくなる。また、リアス海岸では地形の性質上津波の波高が高くなりやすく、過去の津波の痕跡や記念碑が各地に残されており、特に<u>牡鹿半島は東日本大震災の震源地である金華山沖に最も近いことから、地盤沈下など震災の影響が強く残っている。</u></p> <p>エ 文化景観</p> <p>沿岸には漁港が多数あり、展望地から望む海上には定置網が設置され、漁船の往来が目に入る。特にリアス海岸となっている公園南部の湾内にはカキ、ホタテ等の養殖筏やワカメ等の養殖ブイが多数浮かべられ、典型的な漁業地域の風景を呈している。岬の先端や集落近傍の高台には大小の神社が見られるほか、海岸線に並ぶ漁師の番屋や伝統的工法により建築された日本家屋等が建ち並ぶ様子から、山と海が接する雄大な自然環境の中に息づく古くからの人々の営みを感じられる。</p> <p>また、種差（棚久保）地区には、馬の放牧等の人為的な影響によって維持されてきた広大なシバ草原が広がっている。<u>金華山は、漁民から海上安全や漁の守護神として信仰の対象となっており、東奥三大霊場として金華山詣でが盛んに行われた。</u></p>	<p>岸の雷岩では岩の下の海食洞穴に打ち当たる波が中の空気を圧縮し、独特な音が発生する。また、八戸市大須賀浜及び気仙沼大島の十八鳴浜は石英を多く含むため、歩くと音がする鳴き砂の浜として知られている。</p> <p>その他の自然現象としては、春季から秋季にかけて発生する「やませ」があり、太平洋側からの冷涼・湿潤な風が吹くことで、海霧が発生しやすくなる。また、リアス海岸では地形の性質上津波の波高が高くなりやすく、過去の津波の痕跡や記念碑が各地に残されている。</p> <p>エ 文化景観</p> <p>沿岸には漁港が多数あり、展望地から望む海上には定置網が設置され、漁船の往来が目に入る。特にリアス海岸となっている公園南部の湾内にはカキ、ホタテ等の養殖筏やワカメ等の養殖ブイが多数浮かべられ、典型的な漁業地域の風景を呈している。岬の先端や集落近傍の高台には大小の神社が見られるほか、海岸線に並ぶ漁師の番屋や伝統的工法により建築された日本家屋等が建ち並ぶ様子から、山と海が接する雄大な自然環境の中に息づく古くからの人々の営みを感じられる。</p> <p>また、種差（棚久保）地区には、馬の放牧等の人為的な影響によって維持されてきた広大なシバ草原が広がっている。</p>

変更後	変更前
<p>(2) 利用の現況</p> <p>種差・階上海岸においては海岸景観や海浜植物の観察等を目的とした自然探勝が多く、その他、海水浴、サーフィン、キャンプ、磯遊び、魚釣り、ボルダリング等の利用が見られる。階上岳においては、登山、ハイキング、自然観察、風景探勝等を目的とした利用が多い。登山口には駐車場、トイレ等の施設が整備されており、マイカー利用に適している。種差海岸階上岳地域には平成 22 年に年間約 30 万人の利用者が訪れている。</p> <p><u>三陸海岸</u>においては、変化に富んだ岩壁のほか、砂浜もいくつかあり、公園区域に平行して走る国道 45 号線及びそれにつながる車道を介して、これらの景観観賞や自然探勝が通年的に見られる利用方法である。夏期には、沿岸各所に整備された野営場でのキャンプ利用や海水浴利用が多いほか、海釣りやカヤックなどのマリンスポーツが行われている。また、新鮮な魚介類や海藻、雑穀を用いた郷土料理等の味覚探訪を目的とした利用も多く見られる。浄土ヶ浜をはじめ、遊覧船が出航している地区もあり、陸上のみでなく、海上から海岸景観を楽しむ利用もある。近年は、田野畑村や気仙沼大島等で体験型利用の取り組みも行われており、サップ船ツアー、ガイドウォーク、地引き網、無人島体験等も実施されている。<u>三陸海岸地域には平成 22 年に約 407 万人の利用者が訪れているが、震災による施設の被害等により、利用が戻っていない。今後、地域の自然環境を活用した観光振興を目指したエコツアー、森・里・川・海のつながりを感じられる自然体験活動、沿岸を歩くトレッキング等の利用が期待される。</u></p>	<p>(2) 利用の現況</p> <p>種差・階上海岸においては海岸景観や海浜植物の観察等を目的とした自然探勝が多く、その他、海水浴、サーフィン、キャンプ、磯遊び、魚釣り、ボルダリング等の利用が見られる。階上岳においては、登山、ハイキング、自然観察、風景探勝等を目的とした利用が多い。登山口には駐車場、トイレ等の施設が整備されており、マイカー利用に適している。種差海岸階上岳地域には平成 22 年に年間約 30 万人の利用者が訪れている。</p> <p><u>陸中海岸</u>においては、変化に富んだ岩壁のほか、砂浜もいくつかあり、公園区域に平行して走る国道 45 号線及びそれにつながる車道を介して、これらの景観観賞や自然探勝が通年的に見られる利用方法である。夏期には、沿岸各所に整備された野営場でのキャンプ利用や海水浴利用が多いほか、海釣りやカヤックなどのマリンスポーツが行われている。また、新鮮な魚介類や海藻、雑穀を用いた郷土料理等の味覚探訪を目的とした利用も多く見られる。浄土ヶ浜をはじめ、遊覧船が出航している地区もあり、陸上のみでなく、海上から海岸景観を楽しむ利用もある。近年は、田野畑村や気仙沼大島等で体験型利用の取り組みも行われており、サップ船ツアー、ガイドウォーク、地引き網、無人島体験等も実施されている。<u>陸中海岸地域には平成 22 年に約 407 万人の利用者が訪れている。</u></p>

変更後				変更前			
<p>(3) 社会経済的背景</p> <p>ア 土地所有別</p> <p>本公園は、国有地 2,776ha、公有地 3,057ha、私有地 8,802ha（<u>南三陸金華山国定公園からの編入区域は復興事業による買上げ等により計測できないため除く</u>）であり、私有地及び公有地の公園全体に占める割合が大きい。</p> <p>イ 人口及び産業</p> <p>本公園区域に関係する各市町村の人口及び世帯数は、次の通りである。（平成 22 年現在）</p>				<p>(3) 社会経済的背景</p> <p>ア 土地所有別</p> <p>本公園は、国有地 2,776ha、公有地 3,057ha、私有地 8,802ha であり、私有地及び公有地の公園全体に占める割合が大きい。</p> <p>イ 人口及び産業</p> <p>本公園区域に関係する各市町村の人口及び世帯数は、次の通りである。（平成 22 年現在）</p>			
県名	市町村名	世帯数（戸）	人口（人）	県名	市町村名	世帯数（戸）	人口（人）
青森県	八戸市	91,917	237,615	青森県	八戸市	91,917	237,615
	階上町	5,707	14,699		階上町	5,707	14,699
岩手県	宮古市	22,509	59,430	岩手県	宮古市	22,509	59,430
	大船渡市	14,819	40,737		大船渡市	14,819	40,737
	久慈市	14,012	36,872		久慈市	14,012	36,872
	陸前高田市	7,785	23,300		陸前高田市	7,785	23,300
	釜石市	16,094	39,574		釜石市	16,094	39,574
	大槌町	5,689	15,276		大槌町	5,689	15,276
	山田町	6,605	18,617		山田町	6,605	18,617
	岩泉町	4,357	10,804		岩泉町	4,357	10,804
	田野畑村	1,309	3,843		田野畑村	1,309	3,843
	普代村	1,042	3,088		普代村	1,042	3,088



変更後				変更前				
	野田村	1,578	4,632		野田村	1,578	4,632	
宮城県	石巻市	60,897	160,717	宮城県				
	気仙沼市	25,457	73,489			気仙沼市	25,457	73,489
	登米市	26,438	83,880					
	女川町	3,870	10,001					
	南三陸町	5,376	17,402					
<p>各公園区域内の居住者は各市町村とも少数である。水産業やサービス業を主要産業とする市町村が多く、国立公園と関わりの深い産業としては漁業、林業及び観光業が挙げられる。</p> <p>八戸市ではスルメイカやサバの水揚げが多く、地域の特産品となっている。一方、宮古市以北の三陸海岸北部ではさけ・ます類の水揚げが多く、山田、大船渡、陸前高田、気仙沼、石巻等の三陸海岸南部ではサンマの水揚げが多い傾向にある。さらに、宮古以南ではリアス海岸の穏やかな内湾を利用して、ホタテやカキ、ワカメ等の養殖が盛んに行われている。</p> <p>また、三陸地域は「やませ」の影響を強く受ける地域のため米作に向かない土地が多く、特に宮古市以北の地域では、海成段丘上のなだらかな地形を利用した酪農や野菜生産が行われている。</p> <p>このような特産物を観光客向けに販売するため、各地に市場や直売所等が設けられており、地域の自然がもたらす豊かな恵みは当地域の重要な観光資源にもなっている。その他、観光客の利用施設として、宮古姉ヶ崎、浄土ヶ浜、碁石海岸、気仙沼大島、鮎川浜等の拠点地域において宿泊施設が営まれている。</p>				<p>各公園区域内の居住者は各市町村とも少数である。水産業やサービス業を主要産業とする市町村が多く、国立公園と関わりの深い産業としては漁業及び観光業が挙げられる。</p> <p>八戸市ではスルメイカやサバの水揚げが多く、地域の特産品となっている。一方、宮古市以北の陸中海岸北部ではさけ・ます類の水揚げが多く、山田、大船渡、陸前高田、気仙沼等の陸中海岸南部ではサンマの水揚げが多い傾向にある。さらに、宮古以南ではリアス海岸の穏やかな内湾を利用して、ホタテやカキ、ワカメ等の養殖が盛んに行われている。</p> <p>また、三陸地域は「やませ」の影響を強く受ける地域のため米作に向かない土地が多く、特に宮古市以北の地域では、海成段丘上のなだらかな地形を利用した酪農や野菜生産が行われている。</p> <p>このような特産物を観光客向けに販売するため、各地に市場や直売所等が設けられており、地域の自然がもたらす豊かな恵みは当地域の重要な観光資源にもなっている。その他、観光客の利用施設として、宮古姉ヶ崎、浄土ヶ浜、碁石海岸、気仙沼大島等の拠点地域において宿泊施設が営まれている。</p>				

変更後				変更前			
ウ 権利制限関係 (ア) 保安林 (国有林)				ウ 権利制限関係 (ア) 保安林 (国有林)			
種類	位置	重複面積 (ha)	指定年月日	種類	位置	重複面積 (ha)	指定年月日
水源かん養	宮城県石巻市地内	1,839	平18. 3. 23				
土砂流出防備	宮城県石巻市地内	893	平6. 1. 13 他				
土砂崩壊防備	岩手県下閉伊郡山田町地内	2	昭61. 7. 9	土砂崩壊防備	岩手県下閉伊郡山田町地内	2	昭61. 7. 9
	宮城県石巻市地内	43	平12. 3. 22				
潮害防備	宮城県石巻市地内	12	明30以前				
	宮城県気仙沼市地内	14	明30以前				
干害防備	宮城県石巻市地内	434	昭57. 7. 24 他				
	宮城県女川町地内	156	平16. 7. 12				
魚つき	岩手県宮古市地内	157	大7. 3. 18	魚つき	岩手県宮古市地内	157	大7. 3. 18
	岩手県久慈市地内	57	大7. 3. 18		岩手県久慈市地内	57	大7. 3. 18
	岩手県下閉伊郡山田町地内	319	大7. 3. 18他		岩手県下閉伊郡山田町地内	319	大7. 3. 18他

変更後				変更前							
	岩手県下閉伊郡山田町岩泉町地内	12	大 7. 3.18		岩手県下閉伊郡山田町岩泉町地内	12	大 7. 3.18				
	岩手県下閉伊郡田野畑村地内	36	大 7. 3.18		岩手県下閉伊郡田野畑村地内	36	大 7. 3.18				
	<u>宮城県石巻市地内</u>	<u>73</u>	<u>明 30 以前</u>								
	<u>宮城県南三陸町地内</u>	<u>7</u>	<u>明 30 以前</u> 他								
保健	<u>宮城県石巻市地内</u>	<u>880</u>	<u>昭 56.6.4</u>								
風致	<u>宮城県石巻市地内</u>	<u>901</u>	<u>明 30 以前</u> 他								
(民有林)								(民有林)			
種類	位置	重複面積 (ha)	指定年月日					種類	位置	重複面積 (ha)	指定年月日
水源かん養	青森県三戸郡階上町地内	1,813	昭 46. 3. 19 他					水源かん養	青森県三戸郡階上町地内	1,813	昭 46. 3. 19 他
	<u>宮城県石巻市地内</u>	<u>57</u>	<u>昭 24.10.27</u> 他								
	<u>宮城県気仙沼市地内</u>	<u>48</u>	<u>昭 58. 8. 8</u> 他								
	<u>宮城県登米市地内</u>	<u>172</u>	<u>昭 56. 6. 20</u> 他								

変更後				変更前			
	<u>宮城県牡鹿郡女川町 地内</u>	1	<u>平 8. 12. 15</u>			28	昭 56. 9. 17 他
	<u>宮城県本吉郡南三陸 町地内</u>	64	<u>昭 56. 6. 20</u>				
土砂流出防備	岩手県宮古市地内	28	昭 56. 9. 17 他	土砂流出防備	岩手県宮古市地内		
	岩手県下閉伊郡山田 町地内	1	昭 50. 3. 5		岩手県下閉伊郡山田 町地内	1	昭 50. 3. 5
	岩手県下閉伊郡普代 村地内	1	昭 61. 5. 9 他		岩手県下閉伊郡普代 村地内	1	昭 61. 5. 9 他
	<u>宮城県石巻市地内</u>	8	<u>昭 50. 11. 19</u> 他				
	<u>宮城県牡鹿郡女川町 地内</u>	2	<u>平 6. 12. 15</u>				
	<u>宮城県本吉郡南三陸 町地内</u>	10	<u>昭 45. 10. 11</u>				
土砂崩壊防備	岩手県宮古市地内	2	昭 33. 9. 25 昭 37. 6. 28	土砂崩壊防備	岩手県宮古市地内	2	昭 33. 9. 25 昭 37. 6. 28
	岩手県下閉伊郡山田 町地内	1	昭 63. 8. 17		岩手県下閉伊郡山田 町地内	1	昭 63. 8. 17
	岩手県九戸郡野田村 地内	4	昭 63. 6. 28		岩手県九戸郡野田村 地内	4	昭 63. 6. 28
	<u>宮城県石巻市地内</u>	2	<u>昭 53. 10. 21</u> 他				

変更後				変更前				
	宮城県気仙沼市地内	2	昭 56. 11. 7		宮城県気仙沼市地内	2	昭 56. 11. 7	
	宮城県牡鹿郡女川町地内	1	昭 59. 4. 19 他		飛砂防備	岩手県陸前高田市地内	3	昭 9. 7. 3
	宮城県本吉郡南三陸町地内	1	昭 58. 9. 1 他			岩手県九戸郡野田村地内	2	昭 9. 7. 3
飛砂防備	岩手県陸前高田市地内	3	昭 9. 7. 3	潮害防備	岩手県宮古市地内	38	明 44. 7. 8 他	
	岩手県九戸郡野田村地内	2	昭 9. 7. 3		岩手県陸前高田市地内	10	大 7. 6. 28	
	宮城県石巻市地内	6	昭 43. 1. 26		岩手県上閉伊郡大槌町地内	2	昭 44. 7. 29	
潮害防備	岩手県宮古市地内	38	明 44. 7. 8 他	岩手県下閉伊郡山田町地内	25	昭 18. 5. 5 他		
	岩手県陸前高田市地内	10	大 7. 6. 28	岩手県下閉伊郡岩泉町地内	5	昭 15. 5. 27		
	岩手県上閉伊郡大槌町地内	2	昭 44. 7. 29	岩手県下閉伊郡田野畑村地内	6	昭 18. 4. 7		
	岩手県下閉伊郡山田町地内	25	昭 18. 5. 5 他	岩手県下閉伊郡普代村地内	6	昭 18. 4. 7		
	岩手県下閉伊郡岩泉町地内	5	昭 15. 5. 27					
	岩手県下閉伊郡田野畑村地内	6	昭 18. 4. 7					
	岩手県下閉伊郡普代村地内	6	昭 18. 4. 7					

変更後				変更前			
	岩手県九戸郡野田村 地内	4	昭 14. 5. 27		岩手県九戸郡野田村 地内	4	昭 14. 5. 27
	宮城県石巻市地内	294	昭 12. 7. 15 他		宮城県気仙沼市地内	2	昭 12. 7. 15 他
	宮城県気仙沼市地内	5	昭 12. 7. 15 他				
	宮城県本吉郡南三陸 町地内	3	昭 11. 5. 12 他				
干害防備	岩手県下閉伊郡田野 畑村地内	11	平元. 12. 8	干害防備	岩手県下閉伊郡田野 畑村地内	11	平元. 12. 8
	宮城県牡鹿郡女川町 地内	7	平 22. 9. 17		魚つき	岩手県宮古市地内	734
魚つき	岩手県宮古市地内	734	明 44. 7. 8 他	岩手県大船渡市地内		41	明 30. 12. 27 他
	岩手県大船渡市地内	41	明 30. 12. 27 他	岩手県久慈市地内		93	明 45. 4. 18 他
	岩手県久慈市地内	93	明 45. 4. 18 他	岩手県陸前高田市地 内		82	明 43. 5. 31 他
	岩手県陸前高田市地 内	82	明 43. 5. 31 他	岩手県釜石市地内		130	明治 43. 5. 31 他
	岩手県釜石市地内	130	明治 43. 5. 31 他	岩手県上閉伊郡大槌 町地内		76	明 44. 7. 7 他
	岩手県上閉伊郡大槌 町地内	76	明 44. 7. 7 他				

変更後				変更前			
	岩手県下閉伊郡山田町地内	143	明 44. 7. 7 他		岩手県下閉伊郡山田町地内	143	明 44. 7. 7 他
	岩手県下閉伊郡岩泉町地内	28	明 44. 7. 8 他		岩手県下閉伊郡岩泉町地内	28	明 44. 7. 8 他
	岩手県下閉伊郡田野畑村地内	113	明 45. 4. 18 他		岩手県下閉伊郡田野畑村地内	113	明 45. 4. 18 他
	岩手県下閉伊郡普代村地内	177	明 45. 4. 18 他		岩手県下閉伊郡普代村地内	177	明 45. 4. 18 他
	岩手県九戸郡野田村地内	44	明 45. 4. 18 他		岩手県九戸郡野田村地内	44	明 45. 4. 18 他
	<u>宮城県石巻市地内</u>	<u>596</u>	<u>明 30. 12. 30</u> 他		宮城県気仙沼市地内	<u>117</u>	明 30. 12. 30 他
	宮城県気仙沼市地内	<u>136</u>	明 30. 12. 30 他				
	<u>宮城県牡鹿郡女川町地内</u>	<u>88</u>	<u>明 30. 12. 30</u> 他				
	<u>宮城県本吉郡南三陸町地内</u>	<u>110</u>	<u>明 30. 12. 30</u> 他				
保健	青森県三戸郡階上町地内	67	平 13. 11. 12 他	保健	青森県三戸郡階上町地内	67	平 13. 11. 12 他
	岩手県宮古市内地内	37	昭 63. 5. 13		岩手県宮古市内地内	37	昭 63. 5. 13
	岩手県上閉伊郡大槌町地内	32	昭 59. 11. 30		岩手県上閉伊郡大槌町地内	32	昭 59. 11. 30

変更後				変更前			
	岩手県下閉伊郡田野畑村地内	5	平元 12. 8		岩手県下閉伊郡田野畑村地内	5	平元 12. 8
	宮城県石巻市地内	136	昭 56. 4. 24 他		宮城県気仙沼市地内	72	昭 55. 9. 9
	宮城県気仙沼市地内	72	昭 55. 9. 9				
風致	宮城県気仙沼市地内	1	明 30. 9. 26	風致	宮城県気仙沼市地内	1	明 30. 9. 26
	宮城県登米市地内	33	明 30. 12. 30 他				
	宮城県本吉郡南三陸町地内	2	明 30. 12. 30				
(イ) 鳥獣保護区 (国指定)				(イ) 鳥獣保護区 (国指定)			
種類	位置	重複面積 (ha)	当初指定年 月日	種類	位置	重複面積 (ha)	当初指定年 月日
日出島鳥獣保護区	岩手県宮古市地内	8 (うち特保 8)	平成 57. 11. 1	日出島鳥獣保護区	岩手県宮古市地内	8	平成 57. 11. 1
三貫島鳥獣保護区	岩手県釜石市地内	25 (うち特保 25)	昭 56. 11. 1	三貫島鳥獣保護区	岩手県釜石市地内	25	昭 56. 11. 1
(県指定)				(県指定)			



変更後				変更前			
種類	位置	重複面積 (ha)	当初指定年 月日	種類	位置	重複面積 (ha)	当初指定年 月日
鮫鳥獣保護区	青森県八戸市地内	1,093	昭46.10.28	鮫鳥獣保護区	青森県八戸市地内	1,093	昭46.10.28
階上鳥獣保護区	青森県三戸郡階上町地内	734	昭43.7.31	階上鳥獣保護区	青森県三戸郡階上町地内	734	昭43.7.31
宮古市崎山鳥獣保護区	岩手県宮古市地内	194	昭55.11.1	宮古市崎山鳥獣保護区	岩手県宮古市地内	194	昭55.11.1
浄土ヶ浜・蛸ノ浜鳥獣保護区	岩手県宮古市地内	241	昭55.11.1	浄土ヶ浜・蛸ノ浜鳥獣保護区	岩手県宮古市地内	241	昭55.11.1
宮古市追切鳥獣保護区	岩手県宮古市地内	280	昭49.11.1	宮古市追切鳥獣保護区	岩手県宮古市地内	280	昭49.11.1
宮古市鮎山鳥獣保護区	岩手県宮古市地内	647	昭62.11.1	宮古市鮎山鳥獣保護区	岩手県宮古市地内	647	昭62.11.1
宮古市田老鳥獣保護区	岩手県宮古市地内	95	昭63.11.1	宮古市田老鳥獣保護区	岩手県宮古市地内	95	昭63.11.1
宮古市佐賀部鳥獣保護区	岩手県宮古市地内	81	昭63.11.1	宮古市佐賀部鳥獣保護区	岩手県宮古市地内	81	昭63.11.1
久慈市侍浜鳥獣保護区	岩手県久慈市地内	22	平元.11.1	久慈市侍浜鳥獣保護区	岩手県久慈市地内	22	平元.11.1
高田松原鳥獣保護区	岩手県陸前高田市地内	55	昭48.11.1	高田松原鳥獣保護区	岩手県陸前高田市地内	55	昭48.11.1
陸前高田市椿島・青松島鳥獣保護区	岩手県陸前高田市地内	6	平4.11.1	陸前高田市椿島・青松島鳥獣保護区	岩手県陸前高田市地内	2	平4.11.1

変更後				変更前			
釜石鳥獣保護区	岩手県釜石市地内	196	昭 62. 11. 1	釜石鳥獣保護区	岩手県釜石市地内	196	昭 62. 11. 1
釜石市尾崎白浜鳥獣保護区	岩手県釜石市地内	298	昭 48. 11. 1				
大船渡市北里鳥獣保護区	岩手県釜石市地内	356	昭 63. 11. 1				
大槌町赤浜鳥獣保護区	岩手県上閉伊郡大槌町地内	243	昭 49. 11. 1	大槌町赤浜鳥獣保護区	岩手県上閉伊郡大槌町地内	243	昭 49. 11. 1
山田町山田湾鳥獣保護区	岩手県下閉伊郡山田町地内	178	平 4. 11. 1	山田町山田湾鳥獣保護区	岩手県下閉伊郡山田町地内	178	平 4. 11. 1
船越半島鳥獣保護区	岩手県下閉伊郡山田町地内	703	昭 42. 11. 1	船越半島鳥獣保護区	岩手県下閉伊郡山田町地内	703	昭 42. 11. 1
山田町船越大島鳥獣保護区	岩手県下閉伊郡山田町地内	22	昭 44. 11. 1	山田町船越大島鳥獣保護区	岩手県下閉伊郡山田町地内	22	昭 44. 11. 1
山田町小谷鳥獣保護区	岩手県下閉伊郡山田町地内	647	昭 53. 3. 30	山田町小谷鳥獣保護区	岩手県下閉伊郡山田町地内	647	昭 53. 3. 30
田野畑村北山鳥獣保護区	岩手県上閉伊郡田野畑村地内	357	昭 61. 11. 1	田野畑村北山鳥獣保護区	岩手県上閉伊郡田野畑村地内	357	昭 61. 11. 1
島の越鳥獣保護区	岩手県上閉伊郡田野畑村地内	17	昭 58. 11. 1	島の越鳥獣保護区	岩手県上閉伊郡田野畑村地内	17	昭 58. 11. 1
普代村黒崎鳥獣保護区	岩手県上閉伊郡普代村地内	306	昭 63. 11. 1	普代村黒崎鳥獣保護区	普代村黒崎鳥獣保護区	306	昭 63. 11. 1

変更後				変更前			
神割崎	宮城県石巻市及び 宮城県本吉郡南三 陸町地内	195	昭 43. 11. 1				
網地島	宮城県石巻市地内	523	昭 46. 11. 1				
牡鹿	宮城県石巻市地内	1, 294	昭 46. 11. 1				
稗畑	宮城県石巻市地内	6	昭 49. 11. 1				
金華山	宮城県石巻市地内	960	昭 50. 11. 1				
牡鹿半島	宮城県石巻市及び 宮城県牡鹿郡女川 町地内	5, 260	平 15. 11. 1				
富士川	宮城県石巻市地内	95	平 16. 4. 1				
大島鳥獣保護 区	宮城県気仙沼市地 内	508	昭 3. 11. 1	大島鳥獣保護 区	宮城県気仙沼市地 内	508	昭 3. 11. 1
田束山	宮城県気仙沼市地 内及び宮城県本吉 郡南三陸町地内	211	昭 49. 11. 1				
小泉	宮城県気仙沼市地 内	48	昭 59. 11. 1				
津谷川	宮城県気仙沼市地 内	19	平 16. 4. 1				
お伊勢	宮城県気仙沼市地 内	25	平 18. 4. 1				
横山不動尊	宮城県登米市地内	10	昭 49. 11. 1				

変更後				変更前			
高崎山	宮城県牡鹿郡女川町地内	197	平 6. 4. 1				
水戸辺在郷	宮城県本吉郡南三陸町地内	367	昭 55. 11. 1				
(ウ) 史跡名勝天然記念物				(ウ) 史跡名勝天然記念物			
区分	名称	位置	指定年月日	区分	名称	位置	指定年月日
国指定史跡	蛸ノ浦貝塚	岩手県大船渡市地内	昭 9. 1. 22	国指定史跡	蛸ノ浦貝塚	岩手県大船渡市地内	昭 9. 1. 22
	橋野高炉跡	岩手県釜石市地内	昭 32. 6. 3		橋野高炉跡	岩手県釜石市地内	昭 32. 6. 3
県指定史跡	大洞貝塚	岩手県大船渡市地内	昭 41. 3. 8	県指定史跡	大洞貝塚	岩手県大船渡市地内	昭 41. 3. 8
	仁斗田貝塚	宮城県石巻市地内	昭 50. 4. 30				
	田東山経塚群	宮城県本吉郡南三陸町地内	昭 52. 4. 26				
国指定名勝	種差海岸	青森県八戸市地内	昭 12. 12. 21	国指定名勝	種差海岸	青森県八戸市地内	昭 12. 12. 21
	珊瑚島	岩手県大船渡市地内	昭 18. 8. 27		浄土ヶ浜	岩手県宮古市内	平 24. 1. 24
					珊瑚島	岩手県大船渡市地内	昭 18. 8. 27

変更後				変更前			
	高田松原	岩手県陸前高田市 地内	昭 15.11.13		高田松原	岩手県陸前高田市 地内	昭 15.11.13
県指定名勝	浄土ヶ浜	岩手県宮古市地内	昭29.4. 5	県指定名勝	浄土ヶ浜	岩手県宮古市地内	昭29.4. 5
	船越海岸	岩手県下閉伊郡山 田町地内	昭29.4. 5		船越海岸	岩手県下閉伊郡山 田町地内	昭29.4. 5
	巨釜半造	宮城県気仙沼市地 内	昭34. 8.31		巨釜半造	宮城県気仙沼市地 内	昭34. 8.31
国指定天然記 念物	蕪島ウミネコ 繁殖地	青森県八戸市地内	大11.3. 8	国指定天然記 念物	蕪島ウミネコ 繁殖地	青森県八戸市地内	大11.3. 8
	崎山のローソ ク岩	岩手県宮古市地内	昭29.4. 5		崎山のローソ ク岩	岩手県宮古市地内	昭29.4. 5
	崎山の潮吹穴	岩手県宮古市地内	昭14.9. 7		崎山の潮吹穴	岩手県宮古市地内	昭14.9. 7
	日出島クロコ シジロウミツ バメ繁殖地	岩手県宮古市地内	昭 10.12.24		日出島クロコ シジロウミツ バメ繁殖地	岩手県宮古市地内	昭 10.12.24
	碁石海岸	岩手県大船渡市地 内	昭12. 6.15		碁石海岸	岩手県大船渡市地 内	昭12. 6.15
	館ヶ崎岩脈	岩手県大船渡市地 内	昭14.9. 7		館ヶ崎岩脈	岩手県大船渡市地 内	昭14.9. 7
	椿島ウミネコ 繁殖地	岩手県陸前高田市 地内	昭9.12.28		椿島ウミネコ 繁殖地	岩手県陸前高田市 地内	昭9.12.28

変更後				変更前				
	蛇ヶ崎	岩手県陸前高田市 地内	昭 11.12.16		蛇ヶ崎	岩手県陸前高田市 地内	昭 11.12.16	
	三貫島オオミ ズナギドリ・ヒ メクロウミツ バメ繁殖地	岩手県釜石市地内	昭56.11. 1		三貫島オオミ ズナギドリ・ヒ メクロウミツ バメ繁殖地	岩手県釜石市地内	昭56.11. 1	
	八景島暖地性 植物群落	宮城県石巻市地内	昭39. 6.27					
	横山のウグイ 生息地	宮城県登米市地内	昭10. 8.27					
	陸前江ノ島の ウミネコおよ びウトウ繁殖 地	宮城県牡鹿郡女川 町地内	昭9.1.22					
	歌津館崎の魚 竜化石産地及 び魚竜化石	宮城県本吉郡南三 陸町地内	昭50.8. 2					
	樺島暖地性植 物群落	宮城県本吉郡南三 陸町地内	昭41.11. 7					
県指定天然記 念物	佐賀部ウミネ コ繁殖地	岩手県宮古市地内	昭34. 3.17	県指定天然記 念物	佐賀部ウミネ コ繁殖地	岩手県宮古市地内	昭34. 3.17	
	大船渡の三面 椿	岩手県大船渡市地 内	昭44.6. 6		大船渡の三面 椿	岩手県大船渡市地 内	昭44.6. 6	

変更後				変更前			
	青松島	岩手県陸前高田市 地内	昭 44. 6. 6		青松島	岩手県陸前高田市 地内	昭 44. 6. 6
	タブノキ自生 地	岩手県下閉伊郡山 田町地内	昭 29. 4. 4		タブノキ自生 地	岩手県下閉伊郡山 田町地内	昭 29. 4. 4
	イワタバコ北 限自生地	岩手県下閉伊郡田 野畑村地内	昭 44. 6. 6		イワタバコ北 限自生地	岩手県下閉伊郡田 野畑村地内	昭 44. 6. 6
	田野畑の白亜 紀化石産地	岩手県下閉伊郡田 野畑村地内	昭 41. 3. 8		田野畑の白亜 紀化石産地	岩手県下閉伊郡田 野畑村地内	昭 41. 3. 8
	田野畑のシロ バナシャクナ ゲ群落	岩手県下閉伊郡田 野畑村地内	昭 29. 4. 5		田野畑のシロ バナシャクナ ゲ群落	岩手県下閉伊郡田 野畑村地内	昭 29. 4. 5
	大指海域およ び双子島、鞍掛 島、蹄島、黒島 のウミネコ、ゴ イサギ、アメツ バメ、ウトウ等 の繁殖地	<u>宮城県石巻市地内</u>	昭 <u>43. 12. 13</u>				
	岩井崎石灰岩 化石	宮城県気仙沼市地 内	昭 34. 8. 31		岩井崎石灰岩 化石	宮城県気仙沼市地 内	昭 34. 8. 31
	球状斑糲岩	<u>牡鹿郡女川町江島</u>	昭 44. <u>8. 29</u>				

変更後				変更前			
(工) 海岸保全区域 (県管理分)				(工) 海岸保全区域 (県管理分)			
種類	位置	重複延長	指定年月日	種類	位置	重複延長	指定年月日
国土交通省所管	青森県八戸市地内	3.2km	昭38.11.30 他	国土交通省所管	青森県八戸市地内	3.2km	昭38.11.30 他
	青森県三戸郡階上町地内	2.1km	昭44.3.20 他		青森県三戸郡階上町地内	2.1km	昭44.3.20 他
	岩手県宮古市地内	0.6 km	昭38.4.12 他		岩手県宮古市地内	0.6 km	昭38.4.12 他
	岩手県陸前高田市地内	1.8 km	昭48.6.22		岩手県陸前高田市地内	1.8 km	昭48.6.22
	岩手県釜石市地内	0.1 km	昭33.5.6		岩手県釜石市地内	0.1 km	昭33.5.6
	岩手県下閉伊郡山田町地内	0.2 km	昭44.4.15 他		岩手県下閉伊郡山田町地内	0.2 km	昭44.4.15 他
	岩手県下閉伊郡岩泉町地内	0.4 km	昭46.3.9他		岩手県下閉伊郡岩泉町地内	0.4 km	昭46.3.9他
	岩手県下閉伊郡普代村地内	1.3 km	昭40.2.12 他		岩手県下閉伊郡普代村地内	1.3 km	昭40.2.12 他
	岩手県九戸郡野田村地内	3.9 km	昭46.1.29 他		岩手県九戸郡野田村地内	3.9 km	昭46.1.29 他
	宮城県石巻市地内	4.2 km	昭33.3.28他		宮城県石巻市地内	4.2 km	昭33.3.28他
	宮城県気仙沼市地内	12.4 km	昭37.6.19 他		宮城県気仙沼市地内	5.4 km	昭37.6.19 他
	宮城県本吉郡南三陸町地内	6.4 km	昭48.10.19 他				



変更後				変更前			
農林水産省（水産庁）所管	青森県八戸市地内	0.3km	昭 38. 11. 30	農林水産省（水産庁）所管	青森県八戸市地内	0.3km	昭 38. 11. 30
	青森県三戸郡階上町地内	0.3km	昭 62. 10. 31		青森県三戸郡階上町地内	0.3km	昭 62. 10. 31
	岩手県宮古市地内	0.3 km	昭 40. 3. 30		岩手県宮古市地内	0.3 km	昭 40. 3. 30
	岩手県大船渡市地内	2.3 km	昭 43. 1. 12 他		岩手県大船渡市地内	2.3 km	昭 43. 1. 12 他
	岩手県陸前高田市地内	10.7 km	昭 43. 4. 9		岩手県陸前高田市地内	10.7 km	昭 43. 4. 9
	岩手県釜石市地内	1.3 km	昭 40. 12. 17 他		岩手県釜石市地内	1.3 km	昭 40. 12. 17 他
	岩手県上閉伊郡大槌町地内	6.0 km	昭 40. 3. 30		岩手県上閉伊郡大槌町地内	6.0 km	昭 40. 3. 30
	岩手県下閉伊郡岩泉町地内	0.4 km	昭 46. 9. 17		岩手県下閉伊郡岩泉町地内	0.4 km	昭 46. 9. 17
	岩手県下閉伊郡田野畑村地内	0.5 km	昭 39. 11. 13		岩手県下閉伊郡田野畑村地内	0.5 km	昭 39. 11. 13
	宮城県気仙沼市地内	1.7 km	昭 54. 3. 13 他		宮城県気仙沼市地内	1.7 km	昭 54. 3. 13 他
宮城県本吉郡南三陸町地内	0.5 km	昭 48. 10. 19					
(才) 都市公園・風致地区				(才) 都市公園・風致地区			
種類	位置	重複面積 (ha)	指定年月日	種類	位置	重複面積 (ha)	指定年月日

変更後				変更前			
浄土ヶ浜風致 地区	岩手県宮古市地内	112	昭 26. 12. 22	浄土ヶ浜風致 地区	岩手県宮古市地内	112	昭 26. 12. 22
高田松原総合 公園	岩手県陸前高田市地 内	54	平元. 11. 24	高田松原総合 公園	岩手県陸前高田市地 内	54	平元. 11. 24

#### 4 変更する公園区域

三陸復興国立公園の区域の一部を次のとおり変更する。

(表3：公園区域（陸域）変更表)

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)						
1	拡張	<p>宮城県石巻市内</p> <p>国有林宮城北部森林管理署 502 林班から 512 林班、514 林班、515 林班、517 林班から 532 林班まで、557 林班、558 林班、565 林班から 568 林班まで、570 林班、571 林班及び 574 林班の全部並びに 516 林班、559 林班及び 569 林班の各一部</p> <p>宮城県石巻市</p> <p>網地浜、鮎川浜、大原浜、雄勝町大須、雄勝町熊沢、雄勝町桑浜、雄勝町名振、雄勝町船越、雄勝町分浜、尾崎、北上町十三浜、狐崎浜、給分浜、十八成浜、小網倉浜、小積浜、鮫浦、清水田浜、田代浜、竹浜、月浦、泊浜、長面、新山浜、長渡浜、福貴浦、牧浜、谷川浜及び寄磯浜の各一部並びに地先島嶼及び地先岩礁</p>	<p>宮城県内牡鹿半島以北の海岸は、陸中海岸から続く我が国で最大規模のリアス海岸の南部に当たる地域である。海岸線は、岩礁海岸、砂浜海岸、海食海岸等の多様な地形が入り混じり、変化に富む海岸風景が形成される。暖流・寒流の合流点という海流の影響もあって、南下するに従ってクロマツ林からタブノキなど暖温帯系の常緑広葉樹の混入が多くなる。ウミネコ及びウトウ等の海鳥類の重要な生息地にもなっている。以上のことから、風致の保護及び適正な利用を図るため、公園区域に編入する。</p>	<p>12,938</p> <table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>公</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>私</td> <td>-</td> </tr> </table>	国	-	公	-	私	-
国	-									
公	-									
私	-									

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
		<p>宮城県気仙沼市内            国有林宮城北部森林管理署 346 林班の全部並びに 353 林班の一部</p> <p>宮城県気仙沼市            磯草、大初平、大前見島、亀山、唐桑町欠浜、唐桑町神の倉、唐桑町小長根、唐桑町崎浜、唐桑町津本、小前見島、外畑、外浜、長崎、中山、波路上、廻館、三作浜、本吉町赤牛、本吉町後田、本吉町川原、本吉町九多丸、本吉町小金沢、本吉町小浜、本吉町下宿、本吉町菅の沢、本吉町中島、本吉町二十一浜、本吉町日門、本吉町谷地及び横沼、の全部並びに唐桑町北中、唐桑町宿浦、唐桑町中、唐桑町中井、唐桑町馬場、唐桑町松圃、本吉町天ヶ沢、本吉町歌生、本吉町大谷、本吉字沖の田、本吉町蔵内、本吉町今朝磯、本吉町野々下、本吉町前浜、本吉町三島及び本吉町道外の各一部並びに地先島嶼及び地先岩礁</p>		

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
		<p>宮城県牡鹿郡女川町内            国有林宮城北部森林管理署 535 林班の全部並びに 536 林班及び 537 林班の各一部</p> <p>宮城県牡鹿郡女川町            飯子浜、石浜、出島、江島、尾浦、大石原浜、御前浜、桐ヶ崎、小乗浜、指ヶ浜、高白浜、竹浦、塚浜、野々浜及び横浦の各一部並びに地先島嶼及び地先岩礁</p> <p>宮城県本吉郡南三陸町内            国有林宮城北部森林管理署 366 林班及び 371 林班の全部</p>		

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
		<p>宮城県本吉郡南三陸町</p> <p>歌津字北の沢、歌津字田の浦、歌津字中山、歌津字名足、歌津字馬場、志津川字荒坂、志津川字北の又、志津川字袖浜、志津川字深田、戸倉字小細谷、戸倉字坂本、戸倉字滝浜、戸倉字津の宮、戸倉字戸倉及び戸倉字波伝谷の全部並びに歌津字石浜、歌津字大磯、歌津字大森、歌津字尾崎、歌津字砂浜、歌津字館浜、歌津字田の頭、歌津字田茂川、歌津字長柴、歌津字浪板、歌津字番所、歌津字平棚、歌津字町向、歌津字松崎、歌津字森畑、歌津字寄木、戸倉字太田、戸倉字合羽沢、戸倉字近東、戸倉字底土、戸倉字下道、戸倉字寺浜、戸倉字長清水、戸倉字原、戸倉字藤浜、戸倉字若宮、志津川字大森、志津川字蒲の沢及び志津川字権現の各一部並びに地先島嶼及び地先岩礁</p>		

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
2	拡張	宮城県気仙沼市 本吉町泉沢、本吉町午王野沢及び 本吉町蕨野の一部 宮城県本吉郡南三陸町 歌津町字弘川の全部並びに歌津 町字樋の口の一部	田束山は気仙沼市と南三陸町にまたがる山であり、高標高部には天然のヤマツツジが群生しているほか、山頂からは太平洋、リアス海岸、北上山地の山々等が一望でき、優れた眺望を有していることから、風致の保護及び適正な利用を図るため、公園区域に編入する。	150 国 - 公 - 私 -
3	拡張	宮城県登米市 津山町横山及び津山町柳津の各 一部	横山不動尊及び柳津虚空蔵尊の周辺は、モミ、カヤ、イヌシデ、イヌブナを主体とした良好な自然林が保たれている。自然景観と一体となった文化景観が織りなす風景の探勝の場として重要であることから、風致の保護及び適正な利用を図るため、公園区域に編入する。	814 国 - 公 - 私 -
変更部分 面積計				13,902 国 - 公 - 私 -
変更前 公園面積				14,635 国 2,774 公 3,059 私 8,802
変更後 公園面積				28,537 国 - 公 - 私 -

(表4：公園区域(海域)変更表)

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
4	拡張	<p>宮城県石巻市</p> <p>網地浜、鮎川浜、大原浜、雄勝町大須、雄勝町熊沢、雄勝町桑浜、雄勝町名振、雄勝町船越、雄勝町分浜、尾崎、北上町十三浜、狐崎浜、給分浜、小網倉浜、小積浜、鮫浦、清水田浜、竹浜、田代浜、月浦、泊浜、長面、新山浜、長渡浜、福貴浦、牧浜、谷川浜及び寄磯浜の地先海面の一部</p> <p>宮城県気仙沼市</p> <p>本吉町赤牛、本吉町天ヶ沢、本吉町歌生、本吉町川原、本吉町九多丸、本吉町小金沢、本吉町小浜、本吉町下宿、本吉町中島、本吉町二十一浜、本吉町日門及び本吉町谷地の全部並びに本吉町大谷、本吉字沖の田、本吉町蔵内、本吉町今朝磯、本吉町野々下、本吉町前浜、本吉町三島及び本吉町道外の地先海面の一部</p>	<p>宮城県内牡鹿半島以北の地先海面は、リアス海岸、岩礁、海食海岸等の多様な海岸景観と一体となった優れた海上景観を形成するとともに、ウミネコやコクガン、シノリガモ等の野鳥の生息地となっている。釣り、海水浴等のレクリエーションの場としても重要であることから、風景の保護及び適正な利用を図るため、公園区域に編入する。</p>	23,200



番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
		<p>宮城県牡鹿郡女川町 飯子浜、石浜、出島、江島、尾浦、大石原浜、御前浜、桐ヶ崎、小乗浜、指ヶ浜、高白浜、竹浦、塚浜、野々浜及び横浦の地先海面の一部</p> <p>宮城県本吉郡南三陸町 歌津字田の浦、歌津字中山、歌津字名足、歌津字馬場、志津川字荒坂、志津川字北の又、志津川字袖浜、志津川字深田、戸倉字小細谷、戸倉字坂本、戸倉字滝浜、戸倉字津の宮、戸倉字戸倉及び戸倉字波伝谷の全部並びに歌津字大磯、歌津字大森、歌津字尾崎、歌津字砂浜、歌津字館浜、歌津字田の頭、歌津字田茂川、歌津字浪板、歌津字番所、歌津字石浜、歌津字平棚、歌津字町向、歌津字松崎、歌津字森畑、歌津字寄木、戸倉字合羽沢、戸倉字近東、戸倉字下道、戸倉字寺浜、戸倉字長清水、戸倉字原、戸倉字藤浜、戸倉字若宮、志津川字大森、志津川字蒲の沢及び志津川字権現の地先海面の一部</p>		

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
			変更部分 面積計	23,200
			変更前 公園面積	41,300
			変更後 公園面積	64,500

## 第2 公園計画の変更

### 1 変更理由

三陸復興国立公園の有する自然的・社会的状況を踏まえながら風致景観の保全を図るとともに、近年の観光ニーズの多様化や東日本大震災を踏まえて利用計画の見直しを行い、自然風景の鑑賞に加えて、自然の恵みと脅威、人と自然との共生により育まれてきた暮らしと文化を感じることができるよう、適正な利用を推進するため、公園計画を変更し、東日本大震災からの復興に資する。

## 2 基本方針の変更内容

基本方針を次のとおり変更する。

(表5：基本方針変更表)

変更後	変更前
<p>三陸復興国立公園は、青森県八戸市蕪島から青森県三戸郡階上町までの海岸線と同町内陸部に位置する階上岳からなる種差海岸階上岳地域、及び岩手県久慈市から宮城県石巻市牡鹿半島までの海岸線沿いに位置する<u>三陸</u>海岸地域からなる。これらは北上山地が太平洋に接する地域であり、地形の形成史及び地質の観点から一体的な地域である。海岸地形は岩手県宮古市以北の海食崖と段丘面からなる海成段丘と同市以南のリアス海岸に分けられ、豪壮かつ優美な自然海岸の景観を有している。</p> <p>本地域の利用については、展望地から自然風景を觀賞する周遊型の利用形態が中心であった。しかし、近年の観光ニーズの多様化や東日本大震災を踏まえ、三陸復興国立公園においては、自然の恵みと脅威を学び、人と自然との共生により育まれてきた暮らしや文化を感じることで利用できる利用を推進する。具体的には、これまでの利用形態に加えて、漁業体験をはじめとした農林水産業と連携した利用、船により海域から海岸景観を觀賞する利用、食や体験を通じて三陸地域の自然・文化を感じることで利用できる利用、自然の脅威を学ぶことができる利用等を進める。</p> <p>以上の自然的・社会的状況を踏まえながら風致景観の保全を図るとともに、適正な利用を推進するため、以下の方針により公園計画を定め、東日本大震災からの復興に貢献する。</p>	<p>三陸復興国立公園は、青森県八戸市蕪島から青森県三戸郡階上町までの海岸線と同町内陸部に位置する階上岳からなる種差海岸階上岳地域、及び岩手県久慈市から宮城県<u>気仙沼市岩井崎</u>までの海岸線沿いに位置する<u>陸中</u>海岸地域からなる。これらは北上山地が太平洋に接する地域であり、地形の形成史及び地質の観点から一体的な地域である。海岸地形は岩手県宮古市以北の海食崖と段丘面からなる海成段丘と同市以南のリアス海岸に分けられ、豪壮かつ優美な自然海岸の景観を有している。</p> <p>本地域の利用については、展望地から自然風景を觀賞する周遊型の利用形態が中心であった。しかし、近年の観光ニーズの多様化や東日本大震災を踏まえ、三陸復興国立公園においては、自然の恵みと脅威を学び、人と自然との共生により育まれてきた暮らしや文化を感じることで利用できる利用を推進する。具体的には、これまでの利用形態に加えて、漁業体験をはじめとした農林水産業と連携した利用、船により海域から海岸景観を觀賞する利用、食や体験を通じて三陸地域の自然・文化を感じることで利用できる利用、自然の脅威を学ぶことができる利用等を進める。</p> <p><u>今般、三陸復興国立公園を指定するに当たっては、</u>以上の自然的・社会的状況を踏まえながら風致景観の保全を図るとともに、適正な利用を推進するため、以下の方針により公園計画を定め、東日</p>

	本大震災からの復興に貢献する。
--	-----------------

### 3 規制計画の変更

#### (1) 保護規制計画及び関連事項

##### ア 特別地域

特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表6：特別地域変更表)

都道府 県名	変更後		変更前	
	区 域	面積 (ha)	区 域	面積 (ha)
宮城県	宮城県石巻市内 国有林宮城北部森林管理署 502 林班から 512 林班、514 林班、515 林班、517 林班、 518 林班、520 林班から 532 林班まで、557 林班、558 林班、565 林班から 568 林班ま で、570 林班、571 林班及び 574 林班の全 部並びに 516 林班、519 林班、559 林班及 び 569 林班の各一部 宮城県石巻市 網地浜、鮎川浜、大原浜、大谷川浜、雄 勝町大須、雄勝町熊沢、雄勝町桑浜、雄 勝町名振、雄勝町船越、雄勝町分浜、尾 崎、北上町十三浜、狐崎浜、給分浜、小 網倉浜、小積浜、小渕浜、鮫浦、清水田 浜、田代浜、竹浜、月浦、泊浜、長面、 新山浜、長渡浜、福貴浦、前網浜、牧浜、 谷川浜及び寄磯浜の各一部	9,019 国 - 公 - 私 -		国 - 公 - 私 -

都道府 県名	変更後		変更前	
	区 域	面積 (ha)	区 域	面積 (ha)
	宮城県気仙沼市内 国有林宮城北部森林管理署 346 林班の全 部並びに 353 林班の一部			
	宮城県気仙沼市 本吉町赤牛、本吉町泉沢、本吉町後田、 本吉町川原、本吉町九多丸、本吉町午王 野沢、本吉町小金沢、本吉町小浜、本吉 町下宿、本吉町菅の沢、本吉町中島、本 吉町二十一浜、本吉町日門、本吉町谷地 及び本吉町蕨野の全部並びに本吉町天ヶ 沢、本吉町歌生、本吉町大谷、本吉字沖 の田、本吉町蔵内、本吉町今朝磯、本吉 町野々下、本吉町前浜、本吉町三島及び 本吉町道外の各一部	283 国 - 公 - 私 -		国 - 公 - 私 -
	宮城県登米市 津山町柳津及び津山町横山の各一部	814 国 - 公 - 私 -		国 - 公 - 私 -

都道府 県名	変更後		変更前	
	区 域	面積 (ha)	区 域	面積 (ha)
	宮城県牡鹿郡女川町内 国有林宮城北部森林管理署 535 林班の全 部並びに 536 林班及び 537 林班の各一部			
	宮城県牡鹿郡女川町 飯子浜、石浜、出島、江島、尾浦、大石 原浜、御前浜、桐ヶ崎、小乗浜、指ヶ浜、 高白浜、竹浦、塚浜、野々浜及び横浦の 各一部	1,815 国 - 公 - 私 -		国 - 公 - 私 -



都道府 県名	変更後		変更前	
	区 域	面積 (ha)	区 域	面積 (ha)
	宮城県本吉郡南三陸町内 国有林宮城北部森林管理署 366 林班及び 371 林班の全部 宮城県本吉郡南三陸町 歌津字北の沢、歌津字田の浦、歌津字中 山、歌津字名足、歌津町字払川、歌津字 馬場、志津川字荒坂、志津川字北の又、 志津川字袖浜、志津川字深田、戸倉字小 細谷、戸倉字坂本、戸倉字滝浜、戸倉字 津の宮、戸倉字戸倉及び戸倉字波伝谷の 全部並びに歌津字石浜、歌津字大磯、歌 津字大森、歌津字尾崎、歌津字砂浜、歌 津字館浜、歌津字田の頭、歌津字田茂川、 歌津字長柴、歌津字浪板、歌津字番所、 歌津字平棚、歌津町字樋の口、歌津字町 向、歌津字松崎、歌津字森畑、歌津字寄 木、戸倉字太田、戸倉字合羽沢、戸倉字 近東、戸倉字底土、戸倉字下道、戸倉字 寺浜、戸倉字長清水、戸倉字原、戸倉字 藤浜、戸倉字若宮、志津川字大森、志津 川字蒲の沢及び志津川字権現の各一部	1,715 国 - 公 - 私 -		国 - 公 - 私 -
	(これらの地域の地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁を含 む。)			

都道府 県名	変更後		変更前	
	区 域	面積 (ha)	区 域	面積 (ha)
			変更部分面積合計	13,645 国 - 公 - 私 -
			変更前特別地域面積	12,662 国 2,767 公 2,501 私 7,394
			変更後特別地域面積	26,308 国 - 公 - 私 -

(ア) 特別保護地区

特別保護地区の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表 7 : 特別保護地区変更表)

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
1	拡張	特別地域の拡張	八景島列島 (八景島・小八景島・ハテ崎)	宮城県石巻市 雄勝町分浜の一部	雄勝半島の北側に位置する列島で、タブノキを主とする暖帯性の原生林に覆われている。タブノキのほかユズリハ、モチノキの大木なども生育し、暖地性植物群落として特定植物群落に指定されており、学術的な価値も高く、景観の維持を図る必要のある地区であることから、特別保護地区とする。	17 国 - 公 - 私 -
2	拡張	特別地域の拡張	金華山	宮城県石巻市内 国有林宮城北部森林管理署 502 林班から 509 林班までの各一部	牡鹿半島の東側にある島で、全島がほぼ花崗岩からなり、周囲は比高 50 m 以上にもおよぶ大規模な海食崖となっている。ニホンジカ、ニホンザルの生息地であり、ブナ、ケヤキ、モミ、アカマツ、クロマツ等の植物の分布が垂直的に見られ、景観の維持を図る必要のある地区であることから、特別保護地区とする。	360 国 - 公 - 私 -
3	拡張	特別地域の拡張	江ノ島列島 (江ノ島、笠貝島、足島、平島、二股島)	宮城県牡鹿郡女川町 江島の一部	牡鹿半島の北側に位置する列島で、ヤブツバキ、トベラ等の暖帯性植物に覆われている。ウミネコ及びウトウの繁殖地として学術的な価値も高く、景観の維持を図る必要のある地区であることから、特別保護地区とする。	26 国 - 公 - 私 -

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
4	拡張	特別地域の拡張	椿島諸島 (椿島、野島、竹島、松島)	宮城県本吉郡南三陸町内 国有林宮城北部森林管理署 366 林班及び 371 林班の各一部 宮城県本吉郡南三陸町 戸倉字寺浜の一部	志津川湾に浮かぶ島々で、タブノキを主とする暖帯性の原生林に覆われている。特に椿島は暖地性植物群落が密生していることから特定植物群落に指定され、学術的な価値も高く、景観の維持を図る必要のある地区であることから、特別保護地区とする。	7 国 - 公 - 私 -
変更部分面積計						410 国 - 公 - 私 -
変更前 特別保護地区面積						438 国 317 公 78 私 43
変更後 特別保護地区面積						848 国 - 公 - 私 -

(イ) 第1種特別地域

第1種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表8：第1種特別地域変更表)

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
5	拡張	特別地域の拡張	戸倉半島	宮城県石巻市 北上町十三浜の一部 宮城県本吉郡南三陸町 戸倉字近東、戸倉字下道、戸倉字寺浜、戸倉字原、戸倉字藤浜及び戸倉字若宮の各一部	大規模な海食崖と周辺岩礁が、崖上のクロマツ林やタブノキ林とあいまって優れた風致を呈している。半島先端に位置する神割崎は、大規模な節理面が向かい合った状態で波食を被っており鑑賞対象として重要であるほか、周囲のクロマツ林が特定植物群落に指定され、学術的な価値も高く、優れた風致の維持を図る必要性の高い地域であることから、第1種特別地域とする。	76 国 - 公 - 私 -
6	拡張	特別地域の拡張	走ヶ崎・貢尻島	宮城県石巻市 雄勝町名振及び尾崎の各一部	追波湾と名振湾の間に位置し、海食崖が発達している。特に貢尻島はタブノキなどの暖地性常緑樹の原生林が残っていることから特定植物群落に指定され、学術的な価値も高く、優れた風致の維持を図る必要性の高い地域であることから、第1種特別地域とする。	11 国 - 公 - 私 -

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
7	拡張	特別地域の拡張	雄勝半島	宮城県石巻市内 国有林宮城北部森林管理署 565 林班の一部 宮城県石巻市 雄勝町大須、雄勝町桑浜及び雄勝町船越の各一部	連続した比高 30m～60m程の海食崖、岩礁とアカマツ、クロマツを主体とした自然植生があいまってリアス海岸の典型的な風致を呈しており、優れた風致の維持を図る必要性の高い地域であることから、第1種特別地域とする。	104 国 - 公 - 私 -
8	拡張	特別地域の拡張	牡鹿半島	宮城県石巻市内 国有林宮城北部森林管理署 511 林班、512 林班、522 林班、524 林班及び 532 林班の各一部 宮城県石巻市 鮎川浜、狐崎浜、給分浜、小網倉浜、小淵浜、泊浜、新山浜、谷川浜、福貴浦及び寄磯浜の各一部	アカマツを主体とした高木層とマサキ、トベラなどの低木層が、大規模に発達した海食崖とあいまって優れた風致を呈している。特に山王島の暖地性植物群落、牧の崎のモミ・スギ林及び桂島のタブノキ林は特定植物群落に指定されており、学術的な価値も高く、優れた風致の維持を図る必要性の高い地域であることから、第1種特別地域とする。	583 国 - 公 - 私 -

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
9	拡張	特別地域の拡張	金華山	宮城県石巻市内 国有林宮城北部森林管理署 502 林班から 509 林班までの各一部	牡鹿半島の東側に位置している島で、アカマツを主体とした植生である。島の東部には千畳敷、仙人沢など重要な鑑賞対象があり、節理、岩脈など花崗岩に付随した多彩な地質現象が見られるなど、優れた風致の維持を図る必要性の高い地域であることから、第1種特別地域とする。	355 国 - 公 - 私 -
10	拡張	特別地域の拡張	砥面島・佐度島	宮城県石巻市 長渡浜及び田代浜の各一部並びに地先島嶼及び地先岩礁	田代島・網地島に隣接する無人島で、マサキ、トベラを主体とした植生である。ウミネコなど海鳥の繁殖地となっており、学術的な価値も高く、優れた風致の維持を図る必要性の高い地域であることから、第1種特別地域とする。	5 国 - 公 - 私 -
11	拡張	特別地域の拡張	本吉海岸	宮城県気仙沼市内 国有林宮城北部森林管理署 346 林班の一部	お伊勢崎、明神崎、今朝磯周辺に点在する岩礁で、周辺の浅海域はコクガンの重要な渡来地となっているなど、学術的な価値も高く、優れた風致の維持を図る必要性の高い地域であることから、第1種特別地域とする。	1 国 - 公 - 私 -
12	拡張	特別地域の拡張	出島半島・出島	宮城県牡鹿郡女川町 出島、尾浦及び塚浜の各一部	御前湾側を中心に海食崖が発達し、出島周辺の多数の岩礁とアカマツを主体とした植生があいまってリアス海岸の典型的な風致を呈している。出島に点在するタブノキ林は特定植物群落に指定されており、学術的な価値も高く、優れた風致の維持を図る必要性の高い地域であることから、第1種特別地域とする。	88 国 - 公 - 私 -

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
13	拡張	特別地域の拡張	歌津半島	宮城県本吉郡南三陸町 歌津字田の浦の全部並びに歌津字石浜、歌津字大磯、歌津字大森、歌津字尾崎、歌津字館浜、歌津字田の頭、歌津字田茂川、歌津字浪板、歌津字番所、歌津字平棚、歌津字町向、歌津字松崎、歌津字森畑及び歌津字寄木の各一部	海食崖が発達し海岸段丘上のアカマツ、クロマツを主体とした自然植生とあいまって、優れた風致を呈している。歌津館崎の海食崖からは魚竜の化石が産出し、学術的な価値も高く、優れた風致の維持を図る必要性の高い地域であることから、第1種特別地域とする。	108 国 - 公 - 私 -
14	拡張	特別地域の拡張	荒島	宮城県本吉郡南三陸町 志津川字大森の一部	志津川湾内の北部に位置し、タブノキの原生林と古くから祀られている荒島神社の文化景観があいまって優れた風致を呈している。タブノキ林内には暖地性植物であるミヤマシキミが群生しており、学術的な価値も高く、優れた風致の維持を図る必要性の高い地域であることから、第1種特別地域とする。	2 国 - 公 - 私 -



番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
					変更部分面積計	1,333 国 - 公 - 私 -
					変更前 第1種特別地域面積	946 国 368 公 155 私 423
					変更後 第1種特別地域面積	2,279 国 - 公 - 私 -

(ウ) 第2種特別地域

第2種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表9：第2種特別地域変更表)

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
15	拡張	特別地域の拡張	戸倉半島	宮城県石巻市 北上町十三浜の一部 宮城県本吉郡南三陸町 戸倉字小細谷の全部並びに戸倉字太田、戸倉字合羽沢、戸倉字寺浜、戸倉字下道及び戸倉字長清水の各一部	志津川湾と追波湾の間に位置し、海食崖が発達し海岸段丘上のアカマツ、クロマツを主体とした自然植生とあいまって、良好な風致を呈している。半島先端の神割崎は野営場、駐車場、展望台等の施設が整備され集団施設地区を含む。また、白浜、月浜からは八景島や北上川河口の展望に優れ、良好な風致の維持とともに、適正な利用を図る必要性の高い地域であることから、第2種特別地域とする。	253 国 - 公 - 私 -

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
16	拡張	特別地域の拡張	名振・雄勝半島・波板	宮城県石巻市内 国有林宮城北部森林管理署 557 林班、565 林班、570 林班及び 571 林班の各一部 宮城県石巻市 雄勝町大須、雄勝町熊沢、雄勝町桑浜、雄勝町名振、雄勝町船越及び雄勝町分浜の各一部	大規模な海食崖が発達し、周辺にはコハマギク、トベラ、クロマツの自然植生が見られ、海岸部と後背の小富士山の山体と一体となって良好な風致を呈している。八景島や貢尻島の展望に優れ、良好な風致の維持とともに、適正な利用を図る必要性の高い地域であることから、第2種特別地域とする。	356 国 - 公 - 私 -

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
17	拡張	特別地域の拡張	牡鹿半島	<p>宮城県石巻市内            国有林宮城北部森林管理署 510 林班から 512 林班まで、515 林班、518 林班から 522 林班まで、524 林班、525 林班及び 528 林班から 532 林班までの各一部</p> <p>宮城県石巻市            鮎川浜、大原浜、大谷川浜、狐崎浜、給分浜、小積浜、小淵浜、鮫浦、泊浜、新山浜、前網浜、谷川浜及び寄磯浜の各一部</p> <p>宮城県牡鹿郡女川町内            国有林宮城北部森林管理署 536 林班及び 537 林班の各一部</p>	<p>海岸部は海食崖が発達し、アカマツ林を中心とした植生が良好な風致を呈しており、清崎のアカマツ林は特定植物群落に指定されている。鮎川浜は金華山等周辺の島への定期船が発着しており、集団施設地区を含む。内陸部は牡鹿半島の中心を縦断するように牡鹿半島公園線道路（車道）事業（コバルトライン）が通り公園利用上重要な役割を果たしている。大六天山からはリアス海岸や江ノ島列島などの、御番所山周辺からは金華山や網地島などの眺望がそれぞれ優れている。良好な風致の維持とともに、適正な利用を図る必要性の高い地域であることから、第2種特別地域とする。</p>	

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
				宮城県牡鹿郡女川町 飯子浜、尾浦、大石 原浜、大谷川浜、小 乗浜、小渕浜、高白 浜、塚浜、野々浜、 前網浜及び横浦の各 一部		1,411 国 - 公 - 私 -
18	拡張	特別地域 の拡張	金華山	宮城県石巻市内 国有林宮城北部森 林管理署 502 林班 から 509 林班まで の各一部 宮城県石巻市 鮎川浜の一部	金華山の東部及び南部の海岸断崖上の緩斜面や金華 山の中腹に位置し、大部分はアカマツ林やスギ林が占め る林業施業地であるとともに、隣接する海食崖や海食棚 と一体となって特異な風致を呈している。林業との調整 を図りつつ、良好な風致を維持する必要性の高い地域で あることから、第2種特別地域とする。	188 国 - 公 - 私 -
19	拡張	特別地域 の拡張	田代島	宮城県石巻市 田代浜の一部	岩石海岸と崖上の緩斜面や段丘面など変化に富んだ 地形からなり、アカマツ、クロマツを主体とした植生が 透明度の高い海と一体となって、優れた風致を呈してい る。特に三石崎は大規模な海食崖や外海の荒海からなる 豪快な海岸景観が見られる。良好な風致の維持ととも に、適正な利用を図る必要性の高い地域であることか ら、第2種特別地域とする。	47 国 - 公 - 私 -

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
20	拡張	特別地域の拡張	網地島	宮城県石巻市 網地浜及び長渡浜 の各一部	島の大部分を占める海食崖や段丘面に、トベラ、コハマギクを主体とした植生からなる。また、渡波滅生崎や立ヶ崎は花崗岩の断崖と透明度の高い海と一体となって、優れた風致を呈しており、釜ヶ崎のタブノキ林は特定植物群落に指定されている。良好な風致の維持とともに、適正な利用を図る必要性の高い地域であることから、第2種特別地域とする。	112 国 - 公 - 私 -

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
21	拡張	特別地域の拡張	本吉海岸	宮城県気仙沼市内 国有林宮城北部森林管理署 346 林班及び 353 林班の各一部 宮城県気仙沼市 本吉町赤牛、本吉町川原、本吉町九多丸、本吉町小金沢、本吉町小浜、本吉町中島、本吉町日門及び本吉町谷地の全部並びに本吉町天ヶ沢、本吉町歌生、本吉町大谷、本吉町沖の田、本吉町蔵内、本吉町今朝磯、本吉町野々下、本吉町前浜、本吉町三島及び本吉町道外の各一部	砂浜、礫浜、海食崖など変化に富んだ地形からなり、クロマツを主体とした植生が良好な風致を呈している。小泉海岸、大谷海岸、お伊勢浜などは海水浴利用が盛んであり、大谷海岸のハマナス・ニッコウキスゲ群落は特定植物群落に指定されている。良好な風致の維持とともに、適正な利用を図る必要性の高い地域であることから、第2種特別地域とする。	139 国 - 公 - 私 -

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
22	拡張	特別地域の拡張	田束山	宮城県気仙沼市 本吉町午王野沢の一部 宮城県本吉郡南三陸町 歌津字樋の口の一部	山頂周辺はツツジ群生が見られ、駐車場、展望台、遊歩道等の施設が整備されている。歌津半島及び戸倉半島などのリアス海岸や、気仙沼大島、金華山などの展望に優れ、良好な風致の維持とともに、適正な利用を図る必要性の高い地域であることから、第2種特別地域とする。	25 国 - 公 - 私 -
23	拡張	特別地域の拡張	津山	宮城県登米市 津山町柳津及び津山町横山の各一部	モミ、カヤ、イヌシデ、イヌブナを主体とした自然林と横山不動尊及び柳津虚空蔵尊などの文化景観があいまって良好な風致を呈している。横山不動尊のウグイ生息地は学術的な価値も高く、良好な風致を維持する必要性の高い地域であることから、第2種特別地域とする。	57 国 - 公 - 私 -
24	拡張	特別地域の拡張	出島半島・出島	宮城県牡鹿郡女川町 出島、桐ヶ崎、指ヶ浜及び竹浦の各一部	沿岸部は海食崖が連なり、マサキ、トベラなどの植生が発達して海の直前まで迫り、良好な風致を呈している。出島の山地部はスギ、アカマツ、コナラを主体とする植生の中にモミが点在し、特徴的な森林となっている。良好な風致を維持する必要性の高い地域であることから、第2種特別地域とする。	277 国 - 公 - 私 -



番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
25	拡張	特別地域の拡張	歌津半島	宮城県本吉郡南三陸町 歌津字大磯、歌津字大森、歌津字尾崎、歌津字砂浜、歌津字館浜、歌津字田の頭、歌津字田茂川、歌津字長柴、歌津字浪板、歌津字番所、歌津字平棚、歌津字森畑、志津川字蒲の沢及び志津川字権現の各一部	海成段丘面と、クロマツ、アカマツ等が主体となる植生からなり、隣接する海食崖や岩礁と一体的な風致を呈しており、良好な風致を維持する必要性の高い地域であることから、第2種特別地域とする。	201 国 - 公 - 私 -
変更部分面積計						3,066 国 - 公 - 私 -
変更前 第2種特別地域面積						5,430 国 1,683 公 1,080 私 2,667

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
					変更後 第2種特別地域面積	8,496 国 - 公 - 私 -

(エ) 第3種特別地域

第3種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表 11：第3種特別地域変更表)

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
26	拡張	特別地域の拡張	戸倉半島	宮城県石巻市 北上町十三浜の一部 宮城県本吉郡南三陸町 戸倉字坂本、戸倉字滝浜、戸倉字津の宮、戸倉字戸倉及び戸倉字波伝谷の全部並びに戸倉字太田、戸倉字合羽沢、戸倉字近東、戸倉字長清水、戸倉字底土、戸倉字原、戸倉字藤浜及び戸倉字若宮の各一部	女保呂羽山の東側山麓であり、コナラ二次林を主体としアカマツ、スギ植林が点在する。第1種特別地域および第2種特別地域の海食崖の背後に続く地域として、一体的に風致の維持を図る必要性の高い地域であることから、第3種特別地域とする。	1,185 国 - 公 - 私 -

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
27	拡張	特別地域の拡張	北上川河口・名振	宮城県石巻市 雄勝町名振、尾崎及び長面の各一部	北上川河口と走ヶ崎後背の斜面であり、それぞれ砂浜植生とコナラ二次林が主体である。北上川とリアス海岸が織りなす特徴的な海岸風景として、風致の維持を図る必要性の高い地域であることから、第3種特別地域とする。	184 国 - 公 - 私 -
28	拡張	特別地域の拡張	雄勝半島	宮城県石巻市内 国有林宮城北部森林管理署 558 林班、566 林班から 568 林班まで及び 574 林班の全部並びに 557 林班、559 林班、565 林班及び 569 林班から 571 林班までの各一部 宮城県石巻市 雄勝町大須、雄勝町熊沢、雄勝町桑浜、雄勝町船越及び雄勝町分浜の各一部	雄勝半島の中心に位置し小富士山を中心とした山体である。コナラ二次林、スギ植林を主体とし、モミ自然林が点在する。小富士山は裾野を広げた容姿が美しく、海岸部から連続して良好な風致を呈している。第1種特別地域及び第2種特別地域の海食崖の背後に続く地域として、一体的に風致の維持を図る必要性の高い地域であることから、第3種特別地域とする。	803 国 - 公 - 私 -

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
29	拡張	特別地域の拡張	牡鹿半島	<p>宮城県石巻市内            国有林宮城北部森林管理署 514 林班、517 林班、523 林班、526 林班及び 527 林班の全部並びに 510 林班から 512 林班まで、515 林班、516 林班、518 林班から 522 林班まで、524 林班、525 及び 528 林班から 531 林班までの各一部</p> <p>宮城県石巻市            鮎川浜、大原浜、大谷川浜、狐崎浜、給分浜、小網倉浜、小積浜、小渕浜、鮫浦、清水田浜、竹浜、月浦、泊浜、新山浜、福貴浦、前網浜、牧浜、谷川浜及び寄磯浜の各一部</p>	<p>牡鹿半島内陸部でありアカマツ、スギ植林及びクリーコナラ群落を主体とした広大な森林からなる。駒ヶ峯周辺はまとまったモミ林が見られ、特定植物群落に指定されている。リアス海岸を構成する代表的な半島で、周辺からの主要な眺望対象でもあり、林業との調整を図りつつ、風致の維持を図る必要性の高い地域であることから、第3種特別地域とする。</p>	

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
				宮城県牡鹿郡女川町内 国有林宮城北部森林管理署535林班の全部並びに536林班の一部		4,622 国 - 公 - 私 -
30	拡張	特別地域の拡張	金華山	宮城県石巻市内 国有林宮城北部森林管理署507林班の一部 宮城県石巻市 鮎川浜の一部	黄金山神社及び周辺に位置し、クロマツ植林、モミ及びタブノキの自然林などからなる。自然景観と、それと一体となった文化景観が織りなす風致の探勝の場として重要であり、一体的に風致の維持を図る必要性の高い地域であることから、第3種特別地域とする。	21 国 - 公 - 私 -
31	拡張	特別地域の拡張	田代島	宮城県石巻市 田代浜の一部	田代島の内陸西部に位置し、アカマツ、スギ植林、ススキが主体であり一部にタブノキやケヤキの自然林が見られる。牡鹿半島からの主要な眺望対象であり、海食崖の背後に続く地域として、一体的に風致の維持を図る必要性の高い地域であることから、第3種特別地域とする。	163 国 - 公 - 私 -
32	拡張	特別地域の拡張	網地島	宮城県石巻市 網地浜及び長渡浜の各一部	網地島の中央部に位置し、アカマツが主体であり一部にタブノキやケヤキの自然林が見られる。牡鹿半島からの主要な眺望対象であり、海食崖の背後に続く地域として、一体的に風致の維持を図る必要性の高い地域であることから、第3種特別地域とする。	266 国 - 公 - 私 -

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
33	拡張	特別地域の拡張	本吉海岸	宮城県気仙沼市 本吉町後田、本吉町下宿、本吉町菅の沢及び本吉町二十一浜の全部並びに本吉町天ヶ沢、本吉町歌生、本吉町大谷、本吉字沖の田、本吉町蔵内、本吉町今朝磯、本吉町野々下、本吉町前浜、本吉町三島及び本吉町道外の各一部	海成段丘面の後背部および河口に位置し、主に耕地、植林地からなる。海岸の背後に続く地域であり、一体的に風致の維持を図る必要性の高い地域であることから、第3種特別地域とする。	98 国 - 公 - 私 -
34	拡張	特別地域の拡張	田束山	宮城県気仙沼市 本吉町泉沢、本吉町午王野沢及び本吉町蕨野の一部 宮城県本吉郡南三陸町 歌津町字弘川の全部並びに歌津町字樋の口の一部	田束山の山頂周辺に位置し、牧草草原、スギ植林及び落葉広葉樹林を含む地域である。古くから修験が行われていた山であり、経塚などの遺構も見られる。修験者が利用した道が自然観察路として整備されており、自然探勝の場として重要であることから、第3種特別地域とする。	125 国 - 公 - 私 -

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
35	拡張	特別地域の拡張	津山	宮城県登米市 津山町柳津及び津山町横山の各一部	横山不動尊及び柳津虚空蔵尊の周辺に位置し、スギ植林及びコナラが点在している。自然景観と、それと一体となった文化景観が織りなす風致の探勝の場として重要であり、一体的に風致の維持を図る必要性の高い地域であることから、第3種特別地域とする。	757 国 - 公 - 私 -
36	拡張	特別地域の拡張	出島半島	宮城県牡鹿郡女川町 石浜、尾浦、御前浜、桐ヶ崎及び竹浦の各一部	出島半島の山域に位置し、スギ、ヒノキ及びサワラ植林にクリ、コナラ群落が混在している。海食崖の背後に続く地域として、一体的に風致の維持を図る必要性の高い地域であることから、第3種特別地域とする。	251 国 - 公 - 私 -
37	拡張	特別地域の拡張	出島	宮城県牡鹿郡女川町 出島の一部	出島の内陸地に位置し、スギ、ヒノキ及びサワラの植林にクリ、コナラ群落が混在している。海食崖の背後に続く地域として、一体的に風致の維持を図る必要性の高い地域であることから、第3種特別地域とする。	79 国 - 公 - 私 -
38	拡張	特別地域の拡張	江ノ島	宮城県牡鹿郡女川町 江島の一部	江ノ島の中心に位置し、海岸線の海食崖、周辺島嶼、リアス海岸の眺望に優れている。漁村集落の後背部であり、一体的に風致の維持を図る必要性の高い地域であることから、第3種特別地域とする。	13 国 - 公 - 私 -



番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
39	拡張	特別地域の拡張	歌津半島	宮城県本吉郡南三陸町 歌津字北の沢、歌津字田の浦、歌津字中山、歌津字名足、歌津字馬場、志津川字荒坂、志津川字北の又、志津川字袖浜及び志津川字深田の全部並びに歌津字石浜、歌津字大磯、歌津字大森、歌津字砂浜、歌津字田の頭、歌津字田茂川、歌津字町向、歌津字松崎、歌津字寄木、志津川字蒲の沢及び志津川字権現の各一部	アカマツ林、広葉樹二次林及びスギ植林を含む地域である。海食崖の背後に位置する段丘面や山麓緩斜面であり、一体的に風致の維持を図る必要性の高い地域であることから、第3種特別地域とする。	270 国 - 公 - 私 -
変更部分面積計						8,837 国 - 公 - 私 -

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
					変更前 第3種特別地域面積	5,848 国 399 公 1,188 私 4,261
					変更後 第3種特別地域面積	14,685 国 - 公 - 私 -

イ 関連事項

(ア) 普通地域

普通地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表 12：普通地域変更表)

都道府 県名	変更後		変更前	
	区 域	面積 (ha)	区 域	面積 (ha)
宮城県	石巻市内	256		
	国有林宮城北部森林管理署 519 林班の一 部		国	-
	石巻市		公	-
	給分浜及び十八成浜の各一部		私	-
			変更部分面積合計	256
			変更前 普通地域面積	1,973
			変更後 普通地域面積	2,229



ウ 面積内訳

地域地区別土地所有別及び市町村別面積は次のとおりとなる。

(表 12：地域地区別土地所有面積総括表)

(単位：面積 ha、比率%)

地域区分	特別地域												普通地域 (陸域)			合計 (陸域)			海城公園地区 ※	普通地域(海城) ※	合計 (海城) ※				
	特別保護地区			第1種特別地域			第2種特別地域			第3種特別地域															
地種区分	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私							
土地所有別	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私							
青森県	土地所有別面積	0	0	0	16	1	51	36	5	108	27	29	2,100	5	8	37	84	43	2,296						
	地種区分別面積 (比率)				68 (0.2)			149 (0.5)			2,156 (7.5)														
	地域地区別面積 (比率)	0 (0.0)												2,373 (8.3)											
	地域別面積 (比率)	2,373 (8.3)												50 (0.2)			2,423 (8.5)								
岩手県	土地所有別面積	317	78	43	352	91	329	1,645	990	2,356	372	998	1,786	2	502	1,371	2,688	2,659	5,885						
	地種区分別面積 (比率)				772 (2.7)			4,991 (17.5)			3,156 (11.0)														
	地域地区別面積 (比率)	438 (1.5)												8,919 (31.3)											
	地域別面積 (比率)	9,357 (32.8)												1,875 (6.6)			11,232 (39.4)								
宮城県	土地所有別面積	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-						
	地種区分別面積 (比率)				1,439 (5.0)			3,356 (11.8)			9,373 (32.8)														
	地域地区別面積 (比率)	410 (1.4)												14,168 (49.6)											
	地域別面積 (比率)	14,578 (51.1)												304 (1.1)			14,882 (52.1)								
合計県	土地所有別面積	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-						
	地種区分別面積 (比率)				2,279 (8.0)			8,496 (29.8)			14,685 (51.5)														
	地域地区別面積 (比率)	848 (3.0)												25,460 (89.2)											
	地域別面積 (比率)	26,308 (92.2)												2,229 (7.8)			28,537 (100.0)			23.4 (0.1)			64,500 (99.9)		
																	合計(陸域・海城)			93,037					

※海城は国の所有に属する公共水面であり、県別に面積を示すことはできないため、三陸復興国立公園全体の数値を示している。

※※海城公園地区の面積と普通地域(海城)の面積の合計値の十の位を四捨五入したもの。

(表 13 : 地域地区別市町村別面積総括表)

(単位 : ha)

地域地区		変 更 前							変 更 後							増 減											
		特別地域					普通 地域 (陸域)	合計 (陸域) (A)	海域 公園 地区	普通 地域 (海域)	合計 (海域) (A')	特別地域					普通 地域 (陸 域)	合計 (陸域) (B)	海域 公園 地区 ※	普通 地域 (海域) ※	合計 (海域) (B')	陸域 (B-A)	海域 (B' - A')				
		特 保	第 一 種	第 二 種	第 三 種	小 計						特 保	第 一 種	第 二 種	第 三 種	小 計											
青森県	八戸市		0	28	145	38	211	48	259						0	28	145	38	211	48	259					0	
	三戸郡	階上町	0	40	4	2,118	2,162	2	2,164						0	40	4	2,118	2,162	2	2,164					0	
	小 計		0	68	149	2,156	2,373	50	2,423						0	68	149	2,156	2,373	50	2,423					0	
岩手県	宮古市		42	476	1021	541	2,080	660	2,740						42	476	1021	541	2,080	660	2,740					0	
	大船渡市		0	26	232	1,401	1,659	0	1,659						0	26	232	1,401	1,659	0	1,659					0	
	久慈市		0	120	174	290	584	17	601						0	120	174	290	584	17	601					0	
	陸前高田市		6	0	164	0	170	0	170						6	0	164	0	170	0	170					0	
	釜石市		37	0	1,144	345	1,526	0	1,526						37	0	1,144	345	1,526	0	1,526					0	
	上閉伊郡	大槌町	0	4	211	74	289	1	290						0	4	211	74	289	1	290					0	
	下閉伊郡	山田町	261	102	1,457	283	2,103	48	2,151						261	102	1,457	283	2,103	48	2,151					0	
		岩泉町	0	0	135	0	135	26	161						0	0	135	0	135	26	161					0	
		田野畑村	92	0	201	57	350	643	993						92	0	201	57	350	643	993					0	
	九戸郡	普代村	0	44	222	51	317	478	795						0	44	222	51	317	478	795					0	
野田村		0	0	30	114	144	2	146						0	0	30	114	144	2	146					0		
小 計		438	772	4,991	3,156	9,357	1,875	11,232						438	772	4,991	3,156	9,357	1,875	11,232					0		
宮城県	石巻市		0	0	0	0	0	0	0						377	1,081	1,900	5,661	9,019	256	9,275					9,275	
	気仙沼市		0	106	290	536	932	48	980						0	107	442	666	1,215	48	1,263					283	
	登米市		0	0	0	0	0	0	0						0	0	57	757	814	0	814					814	
	牡鹿郡	女川町	0	0	0	0	0	0	0						26	106	654	1,029	1,815	0	1,815					1,815	
	本吉郡	南三陸町	0	0	0	0	0	0	0						7	145	303	1,260	1,715	0	1,715					1,715	
小 計		0	106	290	536	932	48	980						410	1,439	3,356	9,373	14,578	304	14,882					13,902		
合 計		438	946	5,430	5,848	12,662	1,973	14,635	23.4	41,300	41,300	※※	848	2,279	8,496	14,685	26,308	2,229	28,537	—	64,500	64,500			13,902	23,200	

※海域は国の所有に属する公共水面であり、県別に面積を示すことはできないため、三陸復興国立公園全体の数値を示している。

※※海域公園地区の面積と普通地域（海域）の面積の合計値の十の位を四捨五入したもの

#### 4 事業計画の変更内容

##### (1) 施設計画

##### ア 保護施設計画

次の保護施設計画を追加する。

(表 14：保護施設表)

番号	種類	位置	整備方針
1	植生復元	宮城県石巻市（金華山）	金華山の植生を復元するための施設として整備する。

イ 利用施設計画

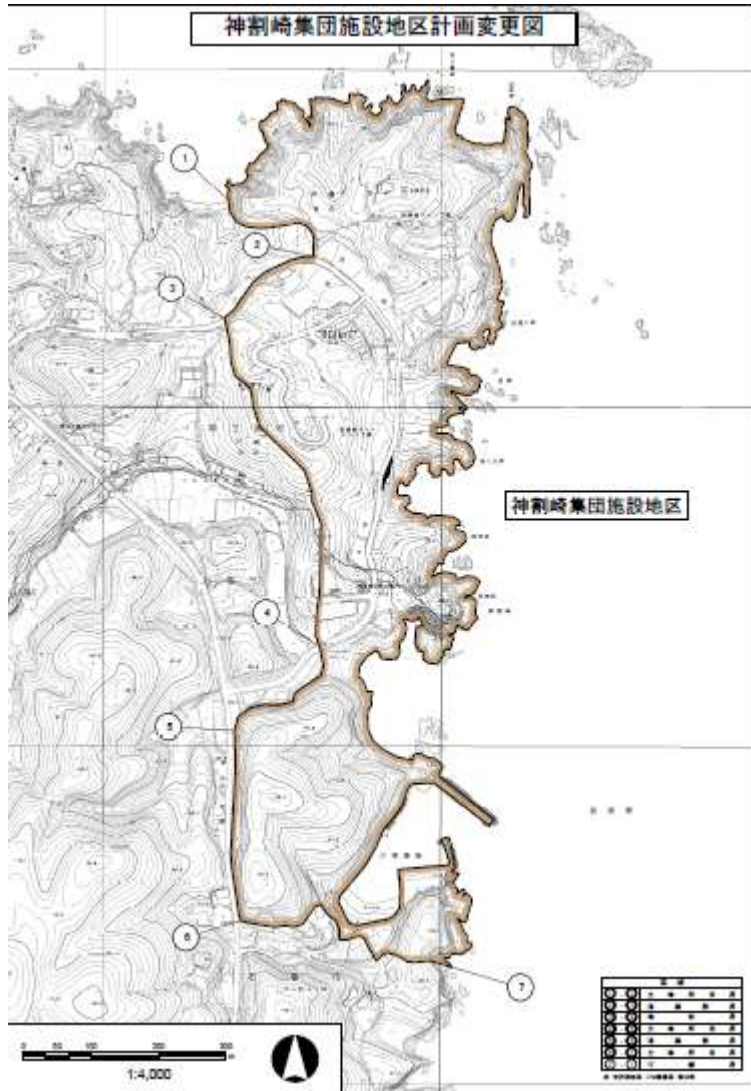
(ア) 集団施設地区

次の集団施設地区を追加する。

(表 15：集団施設地区表)

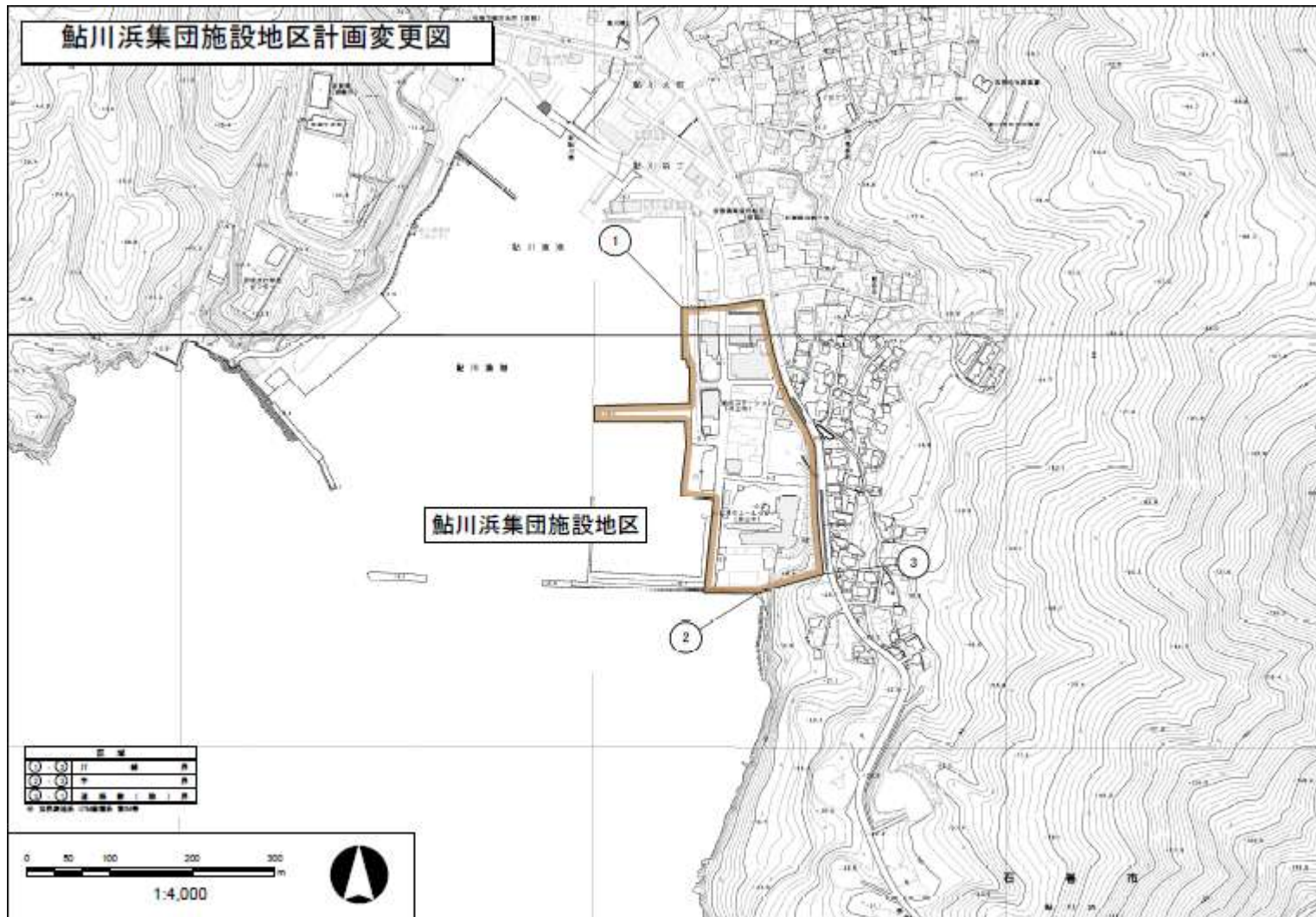
番号	名称	区域	計画目標	整備計画区・ 基盤施設	整備方針	面積 (ha)				
9	神割崎	宮城県石巻市 十三浜字石生 の一部 宮城県本吉郡 南三陸町戸倉 字寺浜の一部	本地区は、海岸に沿って見られる海食崖、海食洞等の地形とクロマツ林が特長の利用拠点である。 野外レクリエーションや自然探勝を中心とした、南三陸北部地域における滞在利用拠点として整備を進める。	神割崎整備計画区	当該地域の利用案内、自然の恵みを活かした滞在利用のための野営場、探勝利用のための遊歩道を整備する。 車利用が多いことから適切な規模の駐車場を確保するとともに、利用者の交通安全や近隣住民への配慮のため、適切かつ安全な利用者動線を確認する。	34.1				
						面積計		国	公	私
						0	0	34.1		
						34.1				





(表 16 : 集団施設地区表)

番号	名称	区域	計画目標	整備計画区・ 基盤施設	整備方針	面積 (ha)
10	鮎川浜	宮城県石巻市 鮎川浜の一部	<p>本地区は、牡鹿半島の先端部に面しており、金華山、網地島、田代島への航路が発着する利用拠点である。</p> <p>漁業体験や自然再生の体験など、牡鹿半島とその周辺におけるエコツーリズムや、地域固有の文化を学ぶ拠点として整備を進める。</p>	鮎川浜整備計画区	<p>本地区及び牡鹿半島とその周辺の公園区域における利用案内、東北太平洋岸自然歩道に関する情報提供の場、自然の恵みを活かした体験利用を提供する場として博物展示施設を整備するとともに、利用者の休憩に供する休憩所を整備する。</p> <p>車利用が多いことから適切な規模の駐車場を確保するとともに、利用者の交通安全や近隣住民への配慮のため、適切かつ安全な利用者動線を確保する。</p> <p>施設の整備に当たっては、ユニバーサルデザインを積極的に導入し、周囲の風致景観との調和や災害時の避難誘導等に配慮するとともに、地域の伝統的技術や素材、再生可能エネルギー等を活用する。</p>	-
				面積計		
				国	公	私
				-	-	-
				4		



(イ) 単独施設

次の単独施設を追加する。

(表 17：単独施設表)

番号	種類	位置	整備方針
65	園地	岩手県下閉伊郡普代村（普代浜）	普代浜周辺の自然探勝のための園地として整備する。
66	展望施設	宮城県石巻市（上ノ山）	追波湾周辺の海岸景観の鑑賞及び休憩のための展望施設として整備する。
67	水泳場	宮城県石巻市（白浜）	白浜海岸における海水浴場として整備する。
68	園地	宮城県石巻市（月浜）	野鳥観察、川下りなど北上川河口における野外レクリエーションの滞在拠点および案内機能を有する園地として整備する。
69	展望施設	宮城県石巻市（峠崎）	峠崎周辺の海岸景観、八景島諸島等の風景を展望するための展望施設として整備する。
70	展望施設	宮城県石巻市（白銀崎）	白銀崎周辺の海岸景観、白銀崎灯台等の風景を展望するための展望施設として整備する。
71	展望施設	宮城県石巻市（月浦）	月浦周辺の海岸景観を展望するための展望施設として整備する。
72	展望施設	宮城県石巻市（田代島）	田代島周辺の海岸景観を展望するための展望施設として整備する。
73	園地	宮城県石巻市（清崎）	清崎周辺の風景を探勝する利用者のための園地として整備する。
74	展望施設	宮城県石巻市（鮑荒崎）	鮑荒崎周辺の海岸景観を展望するための展望施設として整備する。
75	宿舎	宮城県石巻市（山鳥渡）	牡鹿半島周辺を探勝するための滞在拠点として整備する。
76	野営場	宮城県石巻市（山鳥渡）	牡鹿半島周辺を探勝するための滞在拠点として整備する。
77	園地	宮城県石巻市（御番所）	太平洋、海岸景観、金華山、網地島及び田代島等の風景の展望及びピクニック等の野外レクリエーションに活用するための園地として整備する。
78	園地	宮城県石巻市（網地）	網地島周辺の海岸景観を展望するための園地として整備する。
79	園地	宮城県石巻市（渡波滅生）	渡波滅生崎周辺の海岸景観、金華山等の風景を展望するための園地として整備する。
80	水泳場	宮城県気仙沼市（お伊勢浜）	お伊勢浜における海水浴場として整備する。

番号	種類	位置	整備方針
81	水泳場	宮城県気仙沼市（大谷）	大谷海岸における海水浴場として整備する。
82	水泳場	宮城県気仙沼市（赤崎）	赤崎海岸および小泉海岸における海水浴場として整備する。
83	園地	宮城県気仙沼市、本吉郡南三陸町（田束山）	田束山山頂周辺からの太平洋及び北上山地の山々の展望並びに周辺の自然探勝のための園地として整備する。
84	休憩所	宮城県登米市（不動尊）	自然景観と、それと一体となった横山不動尊周辺の文化景観の織りなす風景を探勝する利用者のための休憩所として整備する。
85	休憩所	宮城県登米市（虚空蔵尊）	自然景観と、それと一体となった虚空蔵尊周辺の文化景観の織りなす風景を探勝する利用者のための休憩所として整備する。
86	展望施設	宮城県牡鹿郡女川町(大六天)	牡鹿半島周辺の海岸景観等の風景を展望するための展望施設として整備する。
87	展望施設	宮城県牡鹿郡女川町(江島)	江島周辺の海岸景観を展望するための展望施設として整備する。
88	展望施設	宮城県本吉郡南三陸町（歌津崎）	歌津崎周辺の海岸景観を展望するための展望施設として整備する。
89	野営場	宮城県本吉郡南三陸町（長須賀）	長須賀海岸周辺を探勝するための滞在拠点として整備する。
90	水泳場	宮城県本吉郡南三陸町（長須賀）	長須賀海岸における海水浴場として整備する。
91	園地	宮城県本吉郡南三陸町（戸倉）	シーカヤック、磯遊びなど志津川湾における野外レクリエーションの滞在拠点および案内機能を有する園地として整備する。

次の単独施設を削除する。

(表 18：単独施設削除表)

番号	種類	位置	告示年月日	理由
52	野営場	岩手県下閉伊郡普代村(普代浜)	平成6年11月7日	東日本大震災により計画地の危険性が指摘され、整備の見込みがなくなったため。

(ウ) 道路

a 車道

次の車道を追加する。

(表 19：道路（車道）表)

番号	路線名	区間	主要 経過地	整備方針
13	峠崎線	起点－宮城県石巻市（雄勝町船越字荒・車道分岐点） 終点－宮城県石巻市（雄勝町船越字荒・国立公園境界）	峠崎	峠崎園地への到達路として整備する。
14	雄勝線	起点－宮城県石巻市（尾崎・車道分岐点） 終点－宮城県石巻市（雄勝町名振字小浜・国立公園境界） 起点－宮城県石巻市（雄勝町船越字天王山・国立公園境界） 終点－宮城県石巻市（雄勝町立浜字立浜・国立公園境界） 起点－宮城県石巻市（雄勝町立浜字天神・国立公園境界） 終点－宮城県石巻市（雄勝町立浜字寺下・国立公園境界）		車道沿線からの雄勝湾の景観鑑賞路として整備する。
15	女川・雄勝線	起点－宮城県石巻市（雄勝町分浜字波板・国立公園境界） 終点－宮城県牡鹿郡女川町（指ヶ浜字大道・国立公園境界） 起点－宮城県牡鹿郡女川町（御前浜字松葉・国立公園境界） 終点－宮城県牡鹿郡女川町（石浜字崎山・国立公園境界）	尾浦、竹浦	車道沿線からの雄勝湾・御前湾の景観鑑賞路として整備する。
16	牡鹿半島西海岸線	起点－宮城県石巻市（小積浜・国立公園境界） 終点－宮城県石巻市（小網倉浜・国立公園境界） 起点－宮城県石巻市（清水田浜・国立公園境界） 終点－宮城県石巻市（大原浜・国立公園境界） 起点－宮城県石巻市（給分浜・国立公園境界） 終点－宮城県石巻市（十八成浜・国立公園境界）		車道沿線から網地島・田代島の景観鑑賞路として整備する。
17	大柳津線	起点－宮城県登米市（津山町柳津・国立公園境界） 終点－宮城県登米市（津山町柳津）	虚空蔵尊	虚空蔵尊園地への到達路として整備する。
18	竹浦・出島線	起点－宮城県牡鹿郡女川町（竹浦字竹浦・車道分岐点） 終点－宮城県牡鹿郡女川町（出島字合ノ浜・国立公園境界） 起点－宮城県牡鹿郡女川町（出島字合ノ浜・国立公園境界） 終点－宮城県牡鹿郡女川町（出島字寺間・国立公園境界）		出島への到達路として整備する。

番号	路線名	区間	主要 経過地	整備方針
19	牡鹿半島東海岸線	起点－宮城県牡鹿郡女川町（小乗浜字向・国立公園境界） 終点－宮城県牡鹿郡女川町（大石原浜字大石原浜・国立公園境界） 起点－宮城県牡鹿郡女川町（野々浜字大道・国立公園境界） 終点－宮城県牡鹿郡女川町（飯子浜字飯子・国立公園境界） 起点－宮城県石巻市（鮫浦浜畑・国立公園境界） 終点－宮城県石巻市（寄磯浜玉梅沢・国立公園境界） 起点－宮城県石巻市（鮫浦紅花蔓・国立公園境界） 終点－宮城県石巻市（大谷川浜小浜山・国立公園境界） 起点－宮城県石巻市（谷川浜・国立公園境界） 終点－宮城県石巻市（鮎川浜駒ヶ峰・車道合流点）	山鳥渡	車道沿線からの江島諸島・鮫浦湾の景観鑑賞路として整備する。
20	牡鹿半島公園線	起点－宮城県牡鹿郡女川町（小乗浜字金山・国立公園境界） 終点－宮城県石巻市（鮎川浜・国立公園境界）	大六天、大草山、鮎川浜	車道沿線からの女川湾・網地島・田代島の景観鑑賞路及び鮎川浜集団施設地区への到達路として整備する。
21	歌津崎線	起点－宮城県本吉郡南三陸町（歌津字馬場・国立公園境界） 終点－宮城県本吉郡南三陸町（歌津字泊浜・車道合流点） 起点－宮城県本吉郡南三陸町（歌津字長柴・国立公園境界） 終点－宮城県本吉郡南三陸町（歌津字尾崎・車道合流点）	長須賀	歌津崎園地への到達路として整備する。
22	神割崎観光線	起点－宮城県本吉郡南三陸町（戸倉寺浜・車道分岐点） 終点－宮城県本吉郡南三陸町（戸倉字石生・車道合流点）	神割崎	神割崎集団施設地区への到達路として整備する。
23	志津川・北上線	起点－宮城県本吉郡南三陸町（戸倉字底土・国立公園境界） 終点－宮城県本吉郡南三陸町（戸倉字合羽沢・国立公園境界） 起点－宮城県本吉郡南三陸町（戸倉字原・国立公園境界） 起点－宮城県本吉郡南三陸町（戸倉字滝浜・国立公園境界） 起点－宮城県本吉郡南三陸町（戸倉字滝浜・国立公園境界） 終点－宮城県本吉郡南三陸町（戸倉字藤浜・国立公園境界） 起点－宮城県本吉郡南三陸町（戸倉字長清水・国立公園境界） 終点－宮城県石巻市（北上町十三浜字小指・国立公園境界） 起点－宮城県石巻市（北上町十三浜字小泊・国立公園境界） 終点－宮城県石巻市（北上町十三浜字大室・国立公園境界） 起点－宮城県石巻市（北上町十三浜字上ノ山・国立公園境界） 終点－宮城県石巻市（北上町十三浜字上ノ山・国立公園境界） 起点－宮城県石巻市（北上町十三浜字上ノ山・国立公園境界） 終点－宮城県石巻市（北上町十三浜字上ノ山・国立公園境界） 起点－宮城県石巻市（北上町十三浜字上ノ山・国立公園境界） 終点－宮城県石巻市（北上町十三浜字上ノ山・国立公園境界） 起点－宮城県石巻市（北上町十三浜字上ノ山・国立公園境界） 終点－宮城県石巻市（北上町十三浜字上ノ山・国立公園境界） 起点－宮城県石巻市（北上町十三浜字長塩谷・国立公園境界） 終点－宮城県石巻市（北上町十三浜字月浜・国立公園境界）	戸倉、月浜	車道沿線からの志津川湾・追波湾の景観鑑賞路として整備する。



b 歩道

次の歩道を追加する。

(表 20：道路（歩道）表)

番号	路線名	区間	主要 経過地	整備方針
15	金華山島線	起点－宮城県石巻市（仁王崎） 終点－宮城県石巻市（鮑荒崎）	金華山	金華山の自然を堪能し、金華山山頂からの展望を楽しむための登山道として整備する。
16	鮎川・山鳥線	起点－宮城県石巻市（鮎川浜・国立公園境界） 終点－宮城県石巻市（鮎川浜山鳥渡） 起点－宮城県石巻市（鮎川浜黒崎） 終点－宮城県石巻市（一の鳥居）	山鳥渡	山鳥渡の自然を堪能し、金華山および海岸景観を堪能する歩道として整備する。
17	横山線	起点－宮城県登米市（津山町横山・国立公園境界） 終点－宮城県登米市（津山町横山・国立公園境界）	横山不動尊	横山不動尊周辺の自然及び文化を堪能するための歩道として整備する。
18	虚空蔵線	起点－宮城県登米市（津山町柳津・国立公園境界） 終点－宮城県登米市（津山町柳津・国立公園境界）	虚空蔵尊	虚空蔵尊周辺の自然及び文化を堪能するための歩道として整備する。

次の歩道を削除する。

(表 21：道路（歩道）削除表)

番号	路線名	区間	主要 経過地	告示年月日	理由
5	桑畑麦生線	起点－岩手県久慈市（桑畑・国立公園境界） 終点－岩手県久慈市（麦生・国立公園境界）	北侍浜 白前	平成6年11月7日	東北太平洋岸自然歩道線への振替え。

次の歩道を次のとおり変更する。

(表 22 : 道路 (歩道) 表)

現行					新規					理由
番号	路線名	区間	主要 経過地	告示日	番号	路線名	区間	主要 経過地	整備方針	
1	東北太平洋岸 自然歩道線	起点－青森県八戸市（蕪島） 終点－青森県三戸郡階上町（榊）  起点－青森県三戸郡階上町（小舟渡） 終点－青森県三戸郡階上町（小舟渡・国立公園境界）  起点－青森県三戸郡階上町（鳥屋部・国立公園境界） 終点－青森県三戸郡階上町（階上岳山頂）  起点－青森県三戸郡階上町（つくし森・歩道合流点） 終点－青森県三戸郡階上町（大開平・歩道合流点）	種差海岸	平成 25 年 5 月 24 日	1	東北太平洋岸 自然歩道線	起点－青森県八戸市（蕪島） 終点－青森県三戸郡階上町（榊）  起点－青森県三戸郡階上町（小舟渡） 終点－青森県三戸郡階上町（小舟渡・国立公園境界）  起点－青森県三戸郡階上町（鳥屋部・国立公園境界） 終点－青森県三戸郡階上町（階上岳山頂）  起点－青森県三戸郡階上町（つくし森・歩道分岐点） 終点－青森県三戸郡階上町（大開平・歩道合流点）  起点－岩手県久慈市（桑畑・国立公園境界） 終点－岩手県久慈市（麦生・国立公園境界）  起点－岩手県久慈市（大尻・国立公園境界） 終点－岩手県久慈市（小袖・国立公園境界）	種差海岸 北侍浜 白前	東北太平洋岸を巡る自然歩道として、またリアス海岸の景観を採勝する歩道として整備する。	

現行					新規					理由
番号	路線名	区間	主要 経過地	告示日	番号	路線名	区間	主要 経過地	整備方針	
7	東北自然歩道 線	起点－岩手県釜石市 (尾崎白浜・国立公園境界) 終点－岩手県釜石市(尾崎) 終点－岩手県釜石市(平田) 終点－岩手県釜石市(平田)  起点－岩手県釜石市 (箱崎白浜・国立公園境界) 終点－岩手県釜石市 (御箱崎)	尾崎神社	平成 17 年 1 月 14 日	7	東北自然歩道 線	起点－岩手県釜石市 (尾崎白浜・国立公園境界) 終点－岩手県釜石市(尾崎) 終点－岩手県釜石市(平田) 終点－岩手県釜石市(平田)  起点－岩手県釜石市 (箱崎白浜・国立公園境界) 終点－岩手県釜石市 (御箱崎)  起点－宮城県石巻市 (金華港) 終点－宮城県石巻市 (小函崎) 終点－宮城県石巻市 (千畳敷・歩道合流点)	尾崎神社、 金華山	東北地方一円 を巡る東北自然 歩道として、ま たリアス海岸の 景観を採勝する 歩道として整備 する。	南三陸金華山 国定公園からの 振替え。

(エ) 運輸施設

次の運輸施設を追加する。

(表 23 : 運輸施設表)

番号	路線名	種類	位置又は区間	主要 経過地	整備方針
8	鮎川浜金華山線	船舶運送施設	起点－宮城県石巻市（鮎川浜・国立公園境界） 終点－宮城県石巻市（鮎川浜）	金華山	金華山へ到達する手段として整備する。
9	鮎川浜田代島線	船舶運送施設	起点－宮城県石巻市（鮎川浜・国立公園境界） 終点－宮城県石巻市（大泊）	網地島	網地島、田代島へ到達する手段として整備する。